

# 鳴門パートナーシッププラン

## Ⅱ (セカンド) ステージ



鳴 門 市

2011年(平成23年)3月

# 目 次

はじめに …… 鳴門市長 泉 理 彦

## 第一章 鳴門パートナーシッププラン『10年間のHistory』 歴史

1. 男女共同参画社会づくりの歴史的背景
2. 鳴門パートナーシッププラン体系別による10年間の検証
3. 女性委員登用率10年の歩み
4. 21世紀の女性を取り巻く環境

## 第二章 鳴門パートナーシッププラン、時代は『Ⅱ（セカンド）ステージ』へ

1. 基本理念
2. プランの性格
3. プランの期間
4. プランの推進体制
5. プラン策定までのスケジュール
6. Ⅱステージ体系図
7. 基本目標別課題と具体的施策の推進

## ※ DV防止基本計画

### 第三章 鳴門パートナーシッププランⅡステージDV防止基本計画

1. DV（ドメスティックバイオレンス）とは？
2. 市民意識調査
3. 鳴門市女性支援センター『ばあとなー』相談状況
4. 具体的施策の推進
5. 『鳴門パートナーシップDV対策会議』の設置

## 第四章 資料編

- ◆男女共同参画関連用語集
- ◆鳴門市男女行動計画推進本部設置要綱
- ◆男女共同参画社会基本法（原文）
- ◆徳島県男女共同参画推進条例
- ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律



## はじめに

男女共同参画社会とは、女性と男性が互いの人権を尊重し、その個性と能力を発揮できる社会、即ち「男女が生きやすい社会」を実現することが、21世紀における時代形成の重要な課題となっています。

1999年（平成11年）、男女共同参画社会基本法が制定・施行されたことを受け、本市においては、2000年（平成12年）「鳴門市女性行動計画推進本部」を設置、2001年（平成13年）に鳴門市女性行動計画『鳴門パートナーシッププラン』を策定しました。

それから早10年の月日が経過いたしました。この間、日本における女性に関する法整備が急激に進められたことで、女性を取り巻く環境や、男女の在り方や考え方もドラスティックな変化を遂げました。また、近年の世界経済の大きな変動は、日本国内における社会情勢や経済状況にも影響し、人々の生活様式や人生設計をも大きく変えていると言えます。

女性が多様な生き方を選択出来るようになったことで、女性の社会参画が進み、就労率も上昇しました。職場における「女性はお茶くみ・コピー要員」といった、固定的な性別役割分業が過去のものとなりつつあり、家庭においても、若い世代の夫婦を中心に、家事と育児を積極的に協力・分担する夫婦平等意識が徐々に進んでいます。

本市においては、『鳴門パートナーシッププラン』を策定して以来、女性の就労率をはじめ、地方自治法180条の5・同202条の3の審議会等における女性委員や、女性管理職の登用率が、年々上昇を続けています。また、鳴門市女性グループの活動や、鳴門市女性人材バンクにおけるリーダー候補者も増加しています。これは、本市の女性が社会的・経済的・政治的・文化的なエンパワーを着実ににつけつつあることの現れです。

しかしその一方で、地域自治会や第一次産業部門等において、男性中心のシステムや慣習が、旧態依然として残っていることも否めず、またDV問題や、核家族化・晩婚晩産による少子高齢化といった新たな問題が生じ、社会基盤や地域経済に深刻な影響を及ぼしているのも事実です。

男女が等しく仕事と地域活動・育児や介護を両立しながら、その個性と能力を十分に発揮できる平等社会の実現には、行政がその時代に即した施策づくりや制度改正を行うなど、柔軟な対応や支援を推進することが肝要です。本市における真の男女平等参画は、未だ発展途上ではありますが、男女共同参画社会の実現に一步一步近づいていることには間違いありません。

今後、本市は真の男女共同参画社会の実現にむけて、さらに機運を醸成するために、徳島県初となる男女共同参画宣言都市事業の開催や、男女共同参画条例の制定による施

策を構築します。

2010年12月、国において第3次男女共同参画基本計画が閣議決定され、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクションプランが具体的に明示されました。

本市も国の動きと軸を一にし、「鳴門市女性行動計画」を「鳴門市男女行動計画」と改め、男女がいきいきと協働・調和する鳴門市をめざして、『鳴門パートナーシッププラン』をセカンド（Ⅱ）ステージへと歩を進めます。

市民の皆さまとともに歩いていくセカンドステージでありたいと願っています。

最後に『鳴門パートナーシッププランⅡステージ』策定にあたり、パブリックコメントをはじめとする貴重なご意見ご協力を賜りました多くの皆さまに心から御礼申し上げます。

2011年（平成23年）3月

鳴門市長 泉 理彦

# 鳴門パートナーシッププラン

## 第一章

10年間の

# History

歴史



# 1. 男女共同参画社会づくりの歴史的背景

## 世界と日本のあゆみ

### 1975年（昭和50年）～

国際連合は1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、「国際婦人年世界会議」で、今後10年間に各国がとるべき政策の指針となる「世界行動計画」を策定しました。翌年からの10年を「国連婦人の十年」とし「平等・開発・平和」を目標に女性の地位向上に向けた運動が地球規模で展開されてきました。

わが国においては、国際婦人年を契機として、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」と「同推進会議」が設置され、1977年（昭和52年）には、向こう10年間の女性に関する行政の課題および施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

1979年（昭和54年）には、国連総会において、女性に対する差別を撤廃し、男女平等を具体化するための基本的な条約である「女性（女子）に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。

その後、日本では1981年（昭和56年）に「国内行動計画後期重点目標」が策定されました。

### 1985年（昭和60年）～

1985年（昭和60年）「国連婦人の十年」の最終年に、世界会議がナイロビで開催され、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

同年、わが国でも「男女雇用機会均等法」の制定をはじめとする法律・制度の整備を行うとともに、国連で採択された「女子差別撤廃条約」を批准しました。また「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

1991年（平成3年）には、あらゆる分野に男女が平等に共同して参画する「男女共同参画型社会の形成」を目指し、積極的な施策が推進されることになりました。

### 1994年（平成6年）～

1994年（平成6年）に「男女共同参画推進本部」が、また総理府には「男女共同参画室」が設けられ、さらに内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置しました。

1995年（平成7年）に開催された北京会議では、2000年（平成12年）までの国際的な指針となる「行動綱領」と「北京宣言」を採択し、優先課題が示されました。

1996年（平成8年）男女共同参画推進本部では、新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定し、21世紀を見据えた施策の方向性が示されました。

また、1997年（平成9年）には「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、育児・介護休業制度の見直しや、新たにセクシュアル・ハラスメントに関する規制等が盛り込まれました。

## 1999年（平成11年）～

ニューヨークにおける「女性2000年会議」では、「ナイロビ将来戦略」、北京会議で採択された「行動綱領」の実施状況を検討および評価するとともにさらなる実施に向けて、各国政府、国際機関、市民社会が行うべき行動とイニシアティブを提言した「成果文書」が採択されました。

日本においては、1999年（平成11年）6月に男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

## 2000年（平成12年）～

12月に「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画では、11の重点目標が掲げられ、男女共同参画社会の実現に向けて2010年までに取り組むべき施策の方向性と、2005年までに実施すべき具体的な施策が示されました。

2001年、内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「男女共同参画週間」を設ける等、国民に対する啓発の取り組みが強化されました。また、同年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が施行されました。このことにより、たとえ配偶者であっても暴力は犯罪であることが認定されました。

その後、2004年には配偶者暴力防止法が一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定されました。

## 2005年（平成17年）～

12月「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、10の重点目標が掲げられました。

2007年7月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」推進の基本方向が示され、同年12月には関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および国・地方自治体や企業の具体的な取り組みや政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が合意されました。

雇用の面においては、11月「男女雇用機会均等対策基本方針」が策定され、実質的な男女雇用機会均等の確保を目指すためのポジティブ・アクションの一層の推進を図ることとされています。

2008年1月に内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。また、男女共同参画基本計画（第2次）のフォローアップが行われ、配偶者暴力防止法もさらに全面的な見直しが行われました。

## 2010年（平成22年）～

12月17日「男女共同参画基本計画（第3次）」が閣議決定されました。

## 県のあゆみ

### 1978年（昭和53年）

国際婦人年を契機とする「国内行動計画」の策定を受け、「徳島県婦人行政連絡会議」を設置しました。

### 1982年（昭和57年）

徳島県企画調整部に「青少年婦人室」（1992年（平成4年）「青少年女性室に改称」）を設置し、1983年（昭和58年）「徳島県総合福祉計画」において、女性行政の基本的な方向を明らかにし、1984年（昭和59年）この計画の部門計画として「徳島県婦人対策総合計画」（女性ライブプラン）を策定しました。

### 1991年（平成3年）

21世紀に向けて、固定的な性別役割分担意識を見直し、あらゆる分野において男女がお互いの人権を尊重し、共に生きる「男女共同参加型社会の実現」（1995年（平成7年）「男女共同参画社会の実現」に変更）を目指した「徳島県女性対策総合計画」（新女性ライブプラン）を策定しました。

### 1996年（平成8年）

「徳島県男女共同参画推進本部」を設置し、翌年3月、女性行政の新たな指針とする、「徳島県女性総合計画（女と男（ひととひと）輝くとくしまプラン）」を策定し、同年4月、女性行政を総合的に進めるため「女性政策室」を設置しました。また、同年5月、「徳島県男女共同参画プラザ“はばたき”」を開設しました。

### 2002年（平成14年）

男女が社会や職場で一層活躍できる環境づくりを大切にしながら、県民・事業者と県などが協働（お互いの主体性を大切にしながら連携して取り組んでいくこと）して男女共同参画を推進するため、徳島県男女共同参画推進条例を施行し、2003年（平成15年）には、3年間で早急に取り組むべき主要課題とその推進方策について取りまとめた女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、四割を超えることを目標に県の審議会等の委員への女性の参画拡大に取り組むほか、男女共同参画推進のための本格的な拠点の早期実現を図る「とくしま男女共同参画実行プラン」を策定しました。

### 2005年（平成17年）

12月に配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向け「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」を策定しました。



## 2007年（平成19年）

3月、男女の個性と能力が十分に発揮され、家庭・地域生活や職業生活において、対等なパートナーシップが確立された「男女共同参画立県とくしま」を実現する為「徳島県男女共同参画基本計画」を策定しました。

## 2009年（平成21年）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）が改正され、国の新しい基本方針が定められたことに伴い「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」の改正を行いました。

## 鳴門市のあゆみ

### 1999年（平成11年）

企画開発部企画調整課に「女性政策室」が設置され、男女共同参画社会の実現に向けて本格的な取り組みを始めました。まず、女性問題に関する「市民意識調査」を実施し、市民の女性問題および男女平等に対する意識の実態を把握し、本市の女性政策を策定するための基礎資料としました。

### 2001年（平成13年）

行動計画策定に向けて、庁内組織として「鳴門市女性行動計画推進本部」および「鳴門市女性行動計画策定懇談会」を設置し、本市における基本的な考え方と施策のあり方を検討した後、鳴門市女性行動計画『鳴門パートナーシッププラン』を策定しました。

女性の生き方が多様化し、女性であるがゆえの差別や人権侵害、さらに自己の能力を充分発揮できない環境で苦しむ女性のための総合相談窓口として「女性相談事業」を開始しました。

さらに男女共同参画社会実現に向けて、地域や職場、団体、グループ等で活動を推進する指導的役割を果たすことができるリーダーを養成するために男女共同参画リーダー養成講座を年4回開催しました。

### 2002年（平成14年）

男女共生社会についての理解と認識を深めるために男女共生セミナーを開始しました。

### 2003年（平成15年）

地域や企業、市民団体など様々な場において活躍されている女性を、各課からの推薦による審議会等役員の候補者として鳴門市女性人材バンクを設置しました。

## 2007年（平成19年）

鳴門市女性行動計画『鳴門パートナーシッププラン』の上半期の総括と下半期の計画をまとめた中間報告を発表しました。

## 2010年（平成22年）

DVの防止、DV被害者の迅速な救済支援のために、4月に四国初の配偶者暴力相談支援センター機能を備えた「鳴門市女性支援センター『ぱあとなー』」を開設しました。5月15日には同センター開設記念フォーラムを開催し、地元選出の女性国会議員と県会議員、フェミニストカウンセラー等をパネリストに迎え、泉理彦鳴門市長とのパネルディスカッションを行いました。またフォーラムの前段には、市内大型量販店駐車場において、泉市長と人権擁護委員8名より、DVせんべい、『ぱあとなー』のカードをはさんだポケットティッシュ等の物品を配布し、同センターの案内とDV防止を呼びかけました。



## 2011年（平成23年）

3月22日に、藍住町とパートナーシップ支援協定を、民間シェルター「エンゼルランプ」と委託契約を締結しました。調印式には、泉理彦市長と石川智能藍住町長、エンゼルランプの上地大三郎代表が出席し、平成23年4月より、DV被害者の保護と自立支援を官民一丸となって行い、県北部からDVをなくす環境整備を一層進めます。



## 2. 鳴門パートナーシッププラン体系別による10年間の検証

男女共同参画社会の実現を、世界の先進国に大きく遅れを取ってきた日本が、我が国における21世紀の最重要課題として、1999年に男女共同参画基本法を制定しました。以降、国全体が女性の地位向上に向けて機運が高まる中、2001年（平成13年）、本市も満を持して鳴門市女性行動計画『鳴門パートナーシッププラン』を策定しました。

本プランは、就労時の環境整備や家庭的責任における意識改革、男女が共に自立した生き方を支える福祉の充実と健康の増進、地域づくり、国際交流・国際貢献等6つの基本目標を掲げ、18課にワーキンググループ委員（以下WG委員）を配し、各課のあらゆる分野における施策・事業に対して、男女共同参画の推進を図ってきました。

10年間という長い年月を積み重ねてきましたが、WG委員各位が自身の担当事業を進める中で、男女共同参画に対する認識は年々向上してきました。WG委員による、各課における施策・事業の計画や実績の評価と併せて、そこに男女不平等が内在していないか、男女共同参画が推進されているかの男女共同参画指数の評価も向上を続けています。この「鳴門パートナーシッププラン」は、長い時間の経過とともに、全庁的に定着してきたと思われます。

### ① ワーキンググループ委員による10年間の事業検証

#### 基本目標Ⅰ 男女平等社会への意識改革の推進

男女が性別の違いにこだわらず、互いの個性に基づいて共同参画する社会の実現には、ジェンダーに敏感で固定観念にとらわれない視点を育成することが大切です。そのためには学校教育、社会教育、家庭教育などさまざまな教育の機会を通じて意識改革を推進していくことが必要です。

本市においては、主に7課による25の事業を通じて男女平等社会への意識改革を推進してきました。

人事課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人権問題啓発推進者養成講座</li><li>・ 参画型人権問題啓発推進者養成講座</li><li>・ 人権行政研修</li><li>・ 人権問題職場内研修</li></ul>
市民課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ DVおよびストーカー行為等の被害者のための住民基本台帳事務における支援措置</li></ul>
長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 成年後見制度利用支援事業</li></ul>
人権推進課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 男女共同参画リーダー養成講座</li><li>・ 男女共生セミナー</li><li>・ 人権セミナー</li><li>・ 啓発リーフレットの作成</li><li>・ 関係図書・DVDの貸し出し</li><li>・ 鳴門市女性グループの定例会への出張講座</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市公式ホームページの充実</li> <li>・女性相談事業</li> </ul>
まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅におけるDV被害者の優先入居制度</li> </ul>
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権フェスティバル</li> <li>・校務分掌を見直し固定的性別分担の解消</li> <li>・学校教育活動における人権感覚や人権意識の育成</li> <li>・保護者への男女平等意識の啓発事業</li> <li>・教職員の男女共同参画研修</li> <li>・売買春問題や幼・少女への性的被害防止の啓発</li> </ul>
生涯学習人権課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種学級、教室における男女平等教育</li> <li>・生涯学習まちづくり講座</li> <li>・広報紙による啓発</li> <li>・人権教育推進協議会の支援</li> </ul>

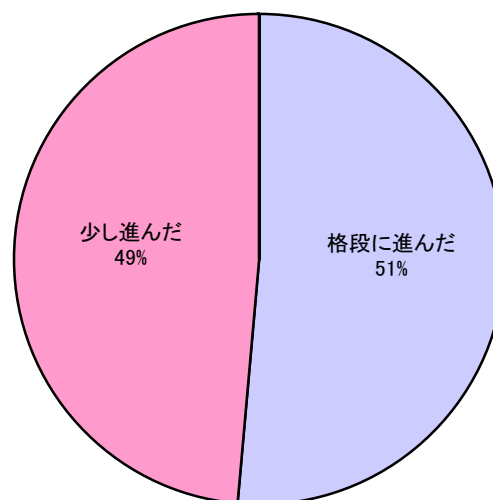
※ WG委員評価 ⇒ 担当事業における過去10年間の男女共同参画状況は・・・？

□ 格段に進んだ・・・51%

□ 少し進んだ・・・49%

□ 10年間変化なし・・・0%

□ 後退した・・・0%



## 基本目標Ⅱ 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

長い歴史の中、男性主導の社会であった日本において、女性が社会のあらゆる分野へ参画していくことは簡単ではありませんでした。

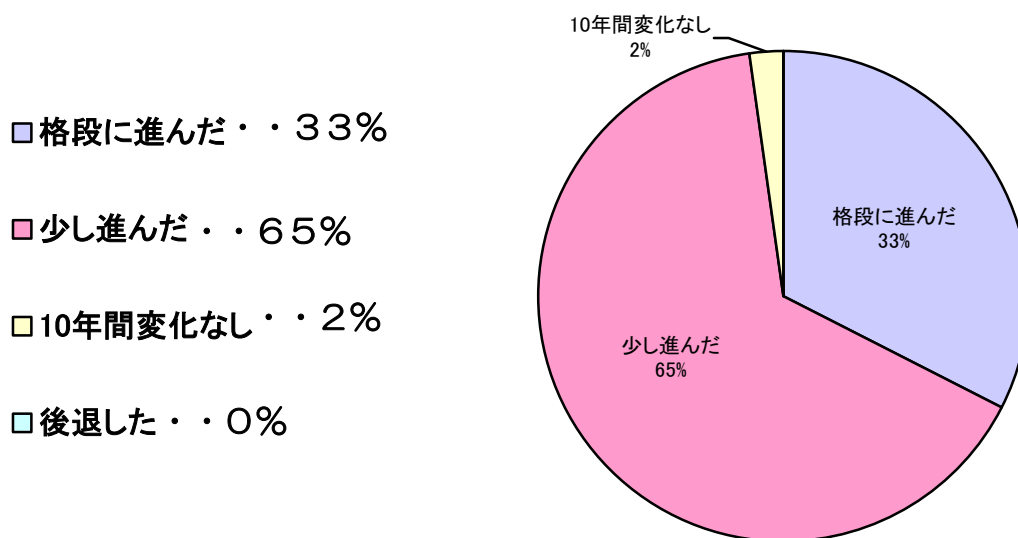
日本の政策決定の場における女性比率は、先進諸外国に比べて遅れているといわざるを得ません。本市においても、地方自治法に基づく委員会や審議会等における女性委員の登用率は、毎年着実に上昇して来たものの、目標の40%には到達出来ませんでした。これは、各地区の自治会において、女性役員の登用が進んでいないことが大きく起因していると思われます。女性の進出は、学校や職場に限らず、地域社会から根ざすことが重要です。

本市においては、主に13課による27の事業を通じて、社会のあらゆる分野への男女共同参画を実践してきました。

総務課	・ 鳴門市情報公開・個人情報保護審査会における女性委員登用率40%を達成
人事課	・ 女性管理職の積極的登用 ・ 県、市町村職員中央研修所等実施の研修を利用した人材育成
市民生活安心課	・ 自治振興会等に女性の社会活動への参画に向けた働きかけの実施
文化交流推進課	・ 鳴門市・リューネブルク市姉妹都市運営委員会における女性委員登用の促進
環境政策課	・ 鳴門市環境審議会の女性委員登用
健康づくり課	・ 健康づくり推進協議会の女性参画 ・ 鳴門市予防接種健康被害調査委員会の女性委員登用の促進
保険課	・ 鳴門市国民健康保険運営協議会における女性委員登用率の促進
長寿介護課	・ 介護認定審査会の女性委員の積極的登用 ・ 男のクッキング教室の開催 ・ リーフレット等による啓発事業
人権推進課	・ 男女共同参画リーダー養成講座 ・ 男女共生セミナー ・ 人権セミナー ・ 啓発リーフレットの作成 ・ 鳴門市女性グループの活動報告書作成 ・ 鳴門市女性委員候補者名簿（人材バンク）の更新 ・ 女性相談事業
商工観光課	・ ハローワークとの連携により、管内求人情報チラシを市庁舎内に配置し、市公式ホームページにも

	公開するなど、女性への職業情報を提供 ・ 勤労青少年ホーム運営委員会における女性委員登用の促進
農林水産課	・ 食育基本計画策定に向けた各種会議の男女参画 ・ 農業振興地域整備促進協議会に女性委員登用の促進 ・ 女性農業者の意識の高揚と活躍の場を創るための助言
学校教育課	・ 教育現場における女性管理職の登用
生涯学習人権課	・ 女性学級において女性のエンパワーメントにつながる講座の開催 ・ 成人学級・高齢者学級で男性の地域活動への参加促進

※ WG委員評価 ⇒ 担当事業における過去10年間の男女共同参画状況は・・・？



### 基本目標Ⅲ 男女が共に担う家庭責任・地域づくりの推進

昔からの「男は仕事、女は家事」といった性別役割分業意識は、女性の社会進出を阻んだだけでなく、女性の経済的自立と、男性が家事・育児・介護の家庭責任を担うことや、地域活動に関わることを妨げてきました。

男女共同参画を实践できる一番身近な場が家庭です。家庭や地域社会における相互協力が、少子化を歯止めし、女性の社会進出を後押しできるのです。

本市では、主に8課による18の事業を通じて、男女が共に担う家庭責任・地域づくりを推進してきましたが、多くの事業においてNPO法人等と連携し、男女が担う家庭と地域のネットワークを構築してきました。

今後も、男女平等の家庭づくり・地域づくりの環境整備について、全庁的な施策として推進することが重要です。

人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の育児および家族支援のための制度の充実</li> <li>・職員に対する育児および家族支援についての啓発</li> </ul>
市民生活安心課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳴門市社会貢献活動の促進に関する条例」に基づく講演会の開催や地域活動への参加促進</li> <li>・地域活動に関する各種セミナーや「市民活動情報紙なると」を年4回発行</li> <li>・市民活動支援センターの機能充実</li> <li>・NPO法人支援事業</li> </ul>
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等によるクリーンセンター施設の視察</li> <li>・環境学習会</li> <li>・EM活用水域環境改善浄化対策事業</li> <li>・鳴門市環境審議会における女性委員登用</li> </ul>
健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お元気サントリーム事業の拡充</li> </ul>
長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの業務推進と、連絡調整会議開催による体制強化</li> </ul>
人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーや講座において家庭の中での男女平等意識を醸成するための啓発</li> </ul>
子どもいきいき課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の育児・介護講座の参加推進</li> <li>・働く男女が育児休暇・介護休暇を利用出来る環境づくりの推進</li> <li>・地域子育て支援拠点事業による育児支援</li> <li>・鳴門市次世代育成支援対策行動計画による子育て支援事業全般の推進</li> </ul>
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働関係機関発行の各種資料による企業団体への周知啓発</li> </ul>

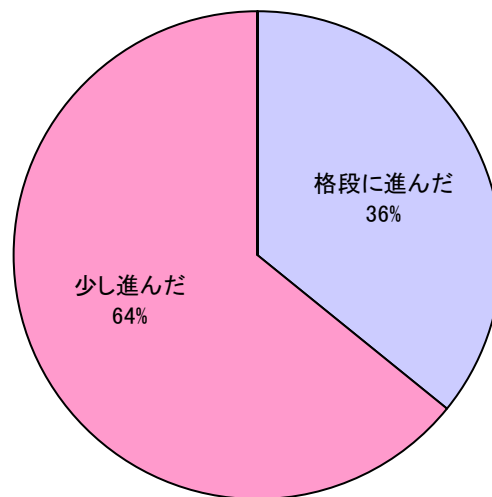
※ WG委員評価 ⇒ 担当事業における過去10年間の男女共同参画状況は・・・？

□ 格段に進んだ・・・36%

■ 少し進んだ・・・64%

□ 10年間変化なし・・・0%

□ 後退した・・・0%





## 基本目標Ⅳ 就労における男女平等の推進と環境整備

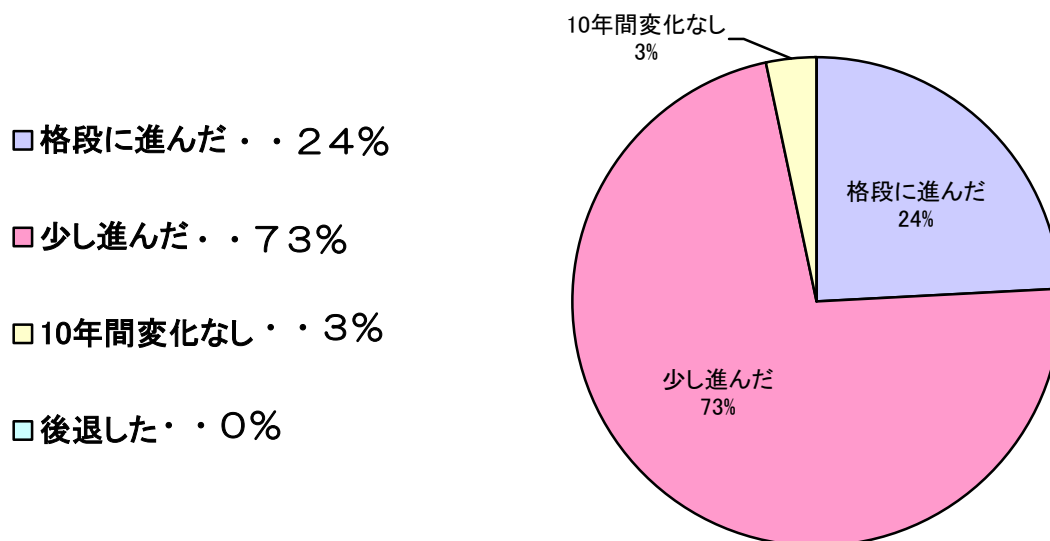
男女雇用機会均等法が施行されてから13年が経過しましたが、女性を取り巻く労働環境は、依然として厳しいものがあります。女性の就労率は上がっているものの、同時に派遣やパートなどの不安定雇用が増加しているのが実情です。女性を取り巻く就労条件の向上や、男性の働き方を含めた労働条件、労働環境を整備することで、男女の生涯におけるワークライフバランスを実践できる社会づくりを進めて行かなくてはなりません。

本市では、主に8課による26の事業を通じて、就労における男女平等の推進と環境整備を推進してきました。

人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のワークライフバランスの推進に向けての制度の充実・啓発</li> <li>・職員の母性保護対策の推進</li> <li>・職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の制定</li> <li>・職場におけるセクハラ防止の啓発と相談体制の確立</li> <li>・職員の時間外勤務縮減の推進</li> <li>・職員の年次有給休暇の取得促進</li> </ul>
健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳ガン・子宮頸ガン・骨粗しょう症等検査の実施による働く女性の健診の充実</li> <li>・マタニティマークによる啓発やキーホルダー配布</li> </ul>
保険課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険加入者の健康診断実施の推進として人間ドック・脳ドックの実施等保健事業の充実を図った</li> </ul>
長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センターに対する支援</li> </ul>
人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座・セミナーによるセクハラ防止の啓発</li> <li>・セクハラ相談窓口の体制づくり</li> </ul>
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・団体などへ男女雇用機会均等法・労働基準法遵守の啓発</li> <li>・企業・団体などへの女性の積極的登用の働きかけと啓発</li> <li>・経営支援アシスト制度・開業者スタートアップ資金の周知</li> <li>・新たに「ビジネスサポーター制度」を発足させ、新規創業に向けた相談体制の充実を図った</li> <li>・企業・団体などへセクシュアルハラスメントの防止を啓発</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳴門市地域雇用創造協議会により、職業能力開発に関する講座や相談会を開催</li> <li>・パートタイム労働法の周知</li> <li>・企業・団体などへ労働時間短縮・フレックスタイム制度などの情報提供</li> </ul>
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結の促進を図り、21年度新たに6戸の家族経営協定を締結し、全協定数105戸となった</li> <li>・農協漁協の各女性部の指導者の育成に向け、各種会合や講習会等への参加を呼びかけた</li> <li>・農漁家生活改善協議会へ支援の拡充</li> <li>・農協広報誌等による家内労働法の周知・啓発</li> </ul>
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校職場のセクハラ防止のため職員研修の実施や相談体制づくりを実施</li> <li>・鳴門教育大学の在住外国人と地元小学校との交流活動等の推進</li> </ul>

※ WG委員評価 ⇒ 担当事業における過去10年間の男女共同参画状況は・・・？



## 基本目標Ⅴ 男女が共に自立した生き方を支える福祉の充実と健康の増進

近年、少子高齢化をはじめとするさまざまな社会変化が進行しています。このことは、私たちの生き方、家族関係、働き方、コミュニティなど、全ての社会生活に大きな影響を及ぼしています。個人の多様な生き方を柔軟に支えるためには、福祉の充実と健康を保障する環境整備が不可欠です。

特に、女性は妊娠や出産という、男性とは異なる健康上配慮が必要な事象に直面することから、健康維持・増進を図りながら、安心した生活をおくれるよう支援することが、男女共同参画社会の形成において、重要な課題となっています。

少子化に対応した環境整備については、社会全体の取組みとしての両立支援や、子育ての不安や負担を解消し、安心して子育てができるような施策の推進を図っていくことが重要です。

また、高齢期の男女や障がいのある男女が、安心して暮らせる福祉サービスの充実は言うまでもなく、ボランティアや生涯学習、スポーツ等を通じた社会参加の機会の拡充など、社会全体で支える体制づくりが求められています。

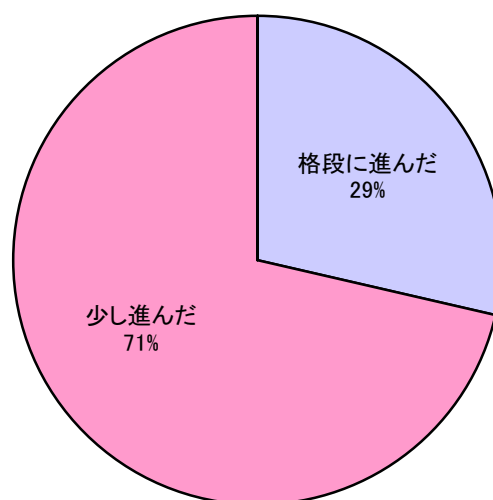
本市では、主に4課による23の事業を通じて、男女が共に自立した生き方を支える福祉の充実と健康の増進を推進してきました。

健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報なると」や「テレビ鳴門」でがん予防および早期発見の重要性を周知し、死亡率の抑制を図った</li> </ul>
長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における介護予防支援としてシニアフラ教室や中国健康体操教室事業を展開した</li> <li>・介護支援講座として家族介護教室と家族栄養教室を開催した</li> <li>・介護相談員派遣事業と介護相談員研修を実施し、介護専門分野の人材育成と相談業務の充実を図った</li> <li>・認知症予防教室・介護保険制度等の出前講座など普及・啓発に努めた</li> </ul>
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳴門総合運動公園など県の施設についてバリアフリーの配慮を依頼した。</li> <li>・障がいのある方への雇用支援事業として、訓練等給付事業の活用によりハローワークおよび障がい者就業・生活支援センターと連携による支援</li> <li>・障害者通所授産施設の活用推進</li> <li>・障がい者問題についての理解を深めるため、行事への後援により啓発を行った。</li> <li>・相談事業充実を図り、障がい者の心理的支援に努めた</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者への生活支援事業として地域活動支援センター事業の活用促進を図った</li> <li>・ 地域自立支援協議会の中で、鳴門市身体障害者連合会および鳴門市手をつなぐ育成会との連携によるネットワークづくりの促進を図った</li> <li>・ 鳴門市心身障がい者福祉便覧の発行</li> <li>・ 手話通訳者養成講座の実施</li> <li>・ 障害者社会参加促進事業の実施</li> <li>・ 心身障害者等無料バスの活用促進</li> <li>・ 相談支援事業の拡充と個別ケア会議の開催</li> <li>・ 障害者日常生活用具給付事業</li> <li>・ 障害者住宅改造促進事業等活用による障がい者に配慮した住環境の整備</li> </ul>
子どもいきいき課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひとり親家庭等医療費助成事業</li> <li>・ すこやか講座の開催と母と子のキャンプ等の事業案内をするなどひとり親家庭の相互グループづくり支援</li> <li>・ 家庭児童相談員2名、母子家庭自立支援員1名による相談事業の充実</li> <li>・ 鳴門市要保護児童対策地域協議会による要保護児童支援事業全般の推進</li> </ul>

※ WG委員評価 ⇒ 担当事業における過去10年間の男女共同参画状況は・・・？

- 格段に進んだ・・・29%
- 少し進んだ・・・71%
- 10年間変化なし・・・0%
- 後退した・・・0%



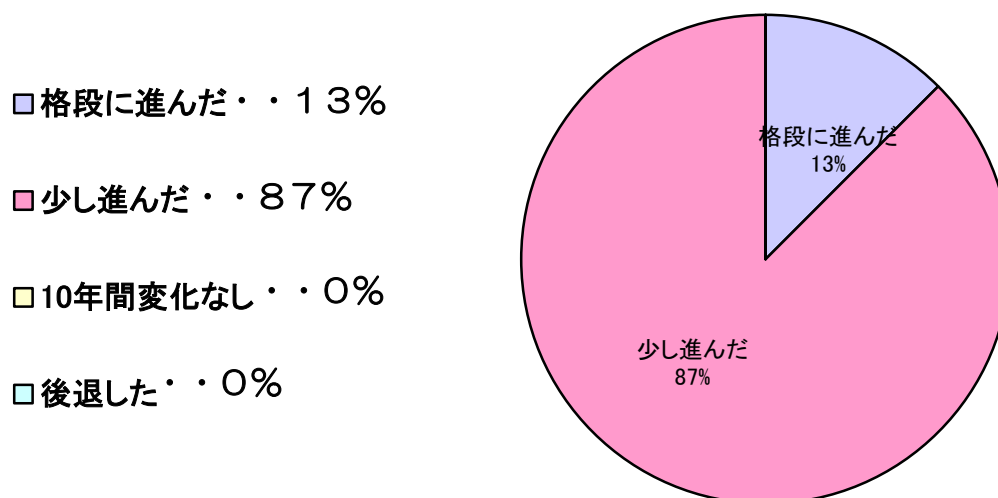
## 基本目標Ⅵ 国際交流・国際貢献の推進

日本における男女共同参画施策については、国連を始めとする、国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進してきました。国際化が進む中、鳴門市にも多くの外国人が在住し、一方鳴門市民が諸外国に渡る機会も増えています。国際交流が盛んになるほど、情報提供と活動支援のニーズが高まります。国際交流や国際的な場においても、地球規模の視点で男女平等、国際平和に貢献することが大切です。

本市では、文化交流推進課を中心に2課による8事業を通じて、国際交流・国際貢献を推進してきました。

文化交流推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツ及び中国の姉妹都市・友好交流都市との相互交流の推進</li> <li>・国際交流協会と連携した在住外国人との交流活動の推進</li> <li>・ドイツ・中国よりの国際交流員の配置</li> <li>・外国人に対する相談業務の充実</li> <li>・ドイツ語初級講座の開設</li> </ul>
人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談事業による在住外国人の支援</li> <li>・男女共生セミナーや男女共同参画リーダー養成講座において国際交流員講師によるドイツや中国の女性の働き方や子育てを紹介した</li> <li>・男女共生セミナーや男女共同参画リーダー養成講座において海外研修や国際交流についての参画を意識啓発</li> </ul>

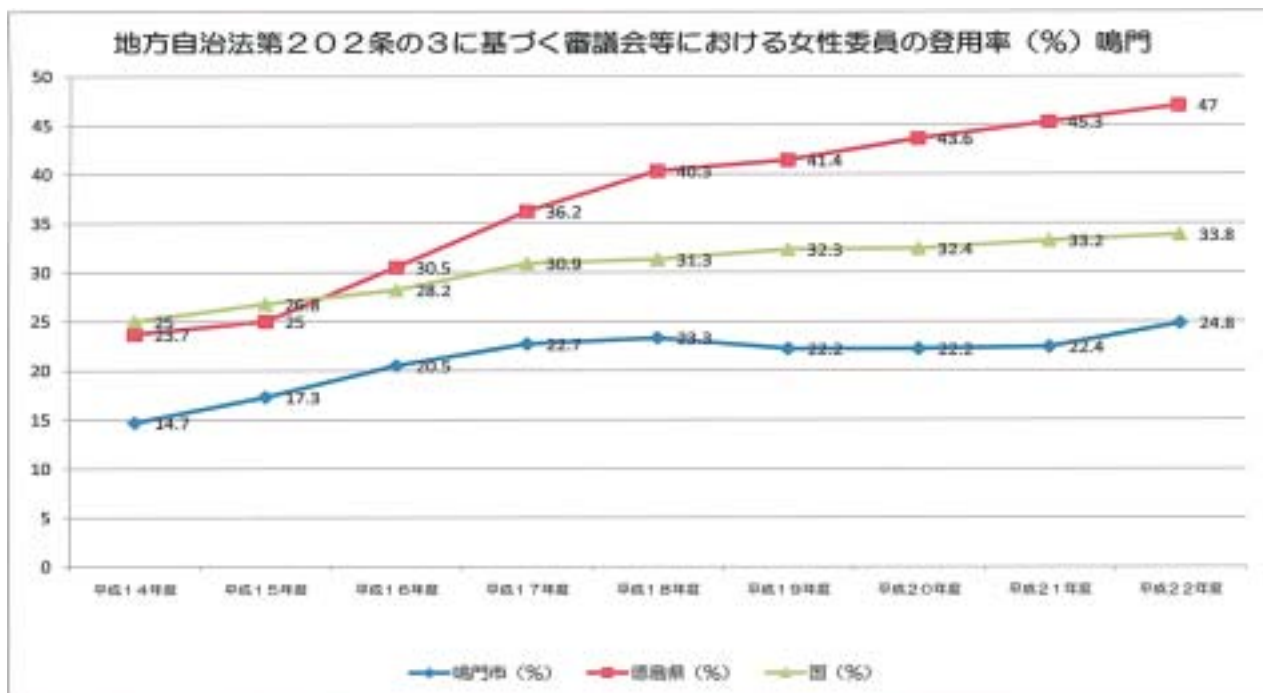
※ WG委員評価 ⇒ 担当事業における過去10年間の男女共同参画状況は・・・？



### 3. 女性委員登用率10年の歩み

本プランの重要課題として、各課が所管する審議会、地方自治法第202条の3に基づく審議会等、また同180条の5に基づく委員会等における女性委員の登用率の向上、さらに市役所における女性管理職の積極的な登用の推進など、女性の政策決定の場への参画に取り組んできました。

それぞれの登用率についての推移は、下記のとおりです。



基準日

国：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

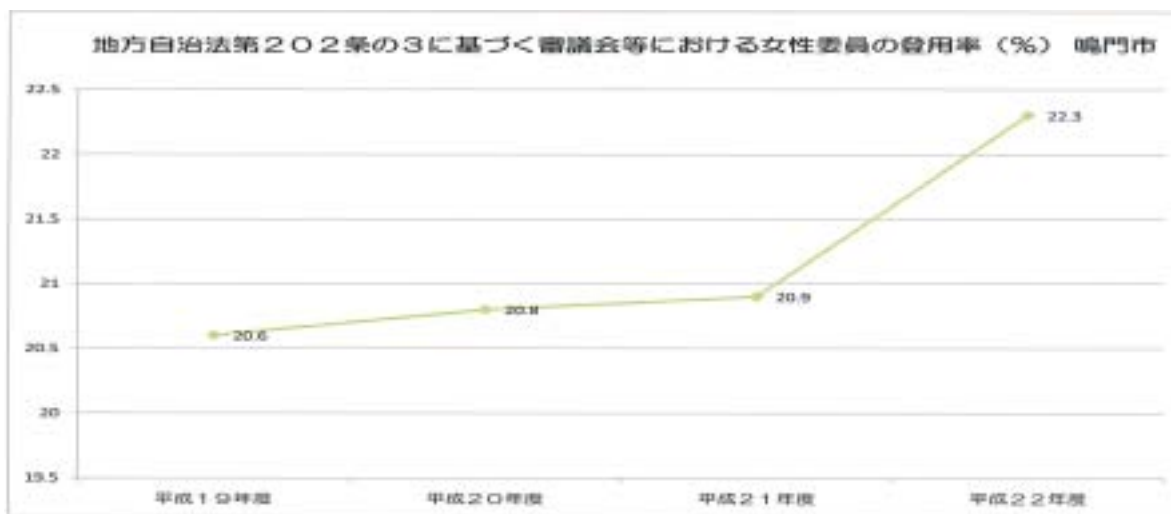
【平成14年度～21年度】9月30日

県：徳島県「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【平成14年度】6月1日・【平成15年度】3月31日・【平成16～21年度】4月1日

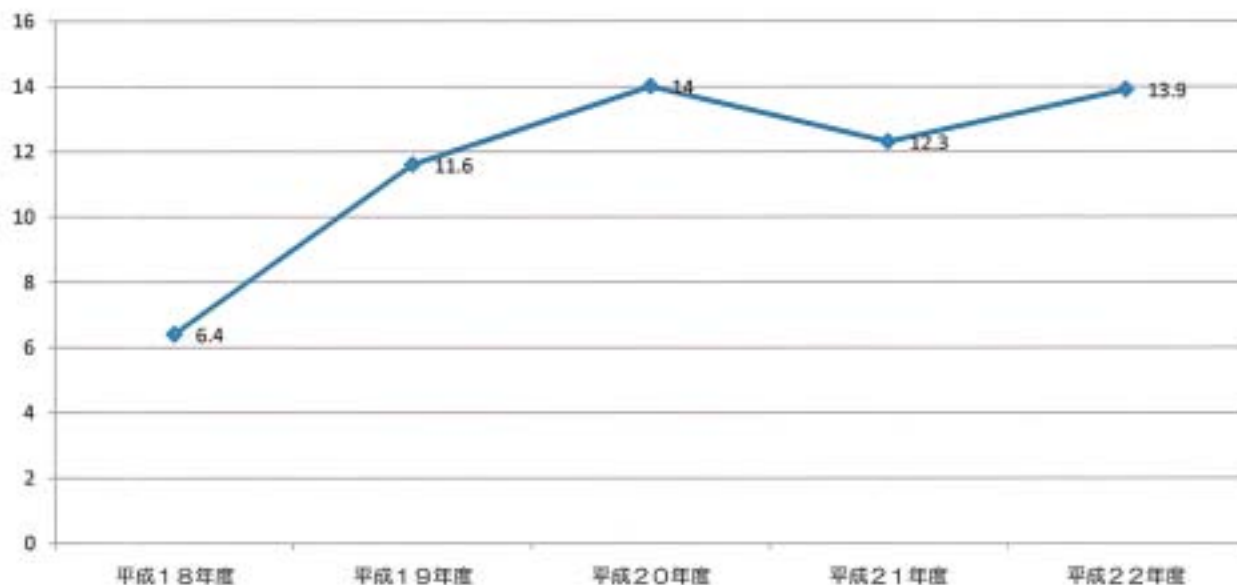
鳴門市：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【平成14～15年度】3月31日・【平成16～21年度】4月1日【22年度】10月1日

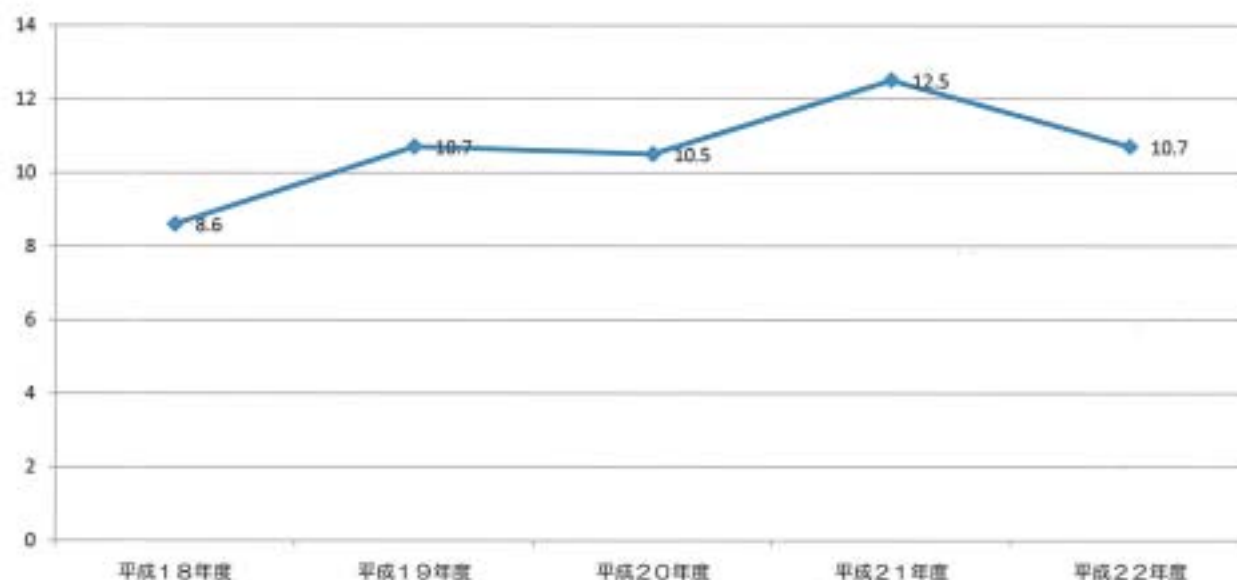


【地方自治法第202条の3】・・・普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査を行う機関とする。（鳴門市では、H19年に法律または政令に基づく審議会等の見直しを凶ったため、H18年以前は上段図の登用率と同様）

鳴門市役所における女性管理職の登用率（％）



地方自治法第180条の5 各種委員会における女性委員登用率



【地方自治法第180条の5】・・・執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、一、教育委員会 二、選挙管理委員会 三、公平委員会 四、監査委員 第一項に掲げるものの外、市町村に置かなければならない委員会は、一、農業委員会 二、固定資産評価審査委員会

## まとめ

鳴門市女性行動計画「鳴門パートナーシッププラン」は、平成13年度から22年度までの10年間計画でありました。

女性も男性もいきいきと輝いて生きることができる社会を実現するため、男女共同参画社会基本法に基づく様々な施策を推進することで、同プランにより、市の政策や地域社会、また市民の生活の場など、あらゆる分野において、男女共同参画が実現することを目標に、全市的に展開してきました。

そして、女性があらゆる場に参画する目安として、各課が所管する審議会等における女性委員の登用率を、40%に上げることを本計画の重点目標に掲げました。同プランスタート後の平成14年度は、女性委員登用率は14.7%でした。その後、審議会等事務局や所管課への啓発により、毎年1～2%確実に上昇を続け、10年間で10%以上の上昇を実現しましたが、残念ながら最終年の平成22年9月1日現在において24.8%と、目標の40%には遠く及ばない結果となりました。

これは、審議会等の委員が各種団体の長による「充て職」とするケースが多いため、各地区の自治会長が市内全地区男性であることや、第一次産業部門において依然と男性中心に形成されている現状が、女性委員の登用率を阻んでいる大きな要因であると思われます。長く男性主導の社会であった日本において、地域社会では、会長が男性でその補佐的役割を女性が担うといった慣習が、未だ根強く残っているといわざるを得ません。

しかし、ここ10年、日本における社会情勢、経済状況が大きな変革を遂げたことに伴い、人々のライフスタイルや男女の関係、考え方、就労体系等、どれをとっても確実に変化してきました。女性の社会参画が急速に進んだため、「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分業意識も徐々に薄れつつあり、女性が多様な生き方を選択することができるようになってきました。職場においては、性別を問わない雇用や男女平等登用が推進されつつありますし、個々の家庭内においても、特に若い世代の夫婦では、家事と育児を協力する夫婦平等意識が確実に進んできました。

地方自治法第180条の5や、第202条の3に基づく審議会等における、女性委員の登用率においては、まだまだ男性の登用率に遠く及ばないものの、毎年確実に上昇を続けています。また、女性管理職の登用率や、女性の起業率も上昇を続けています。ワーキンググループ委員各位においても、審議会等の女性委員登用を含め、担当事業を進める中で、男女共同参画に対する認識が年々向上しています。女性で組織する市民グループの皆さんの、ご活躍や交流も活発になっており、鳴門市女性人材バンクに登録する、女性リーダーも増えつつあります。エンパワーとは、女性が自ら意識と能力を高め、政治的・経済的・社会的・文化的に力を持った存在になり、ジェンダーの視点から社会変革をもたらすことを意味しますが、本市の女性はまさに今エンパワーをつけつつあります。

このことから、今後10年は、各委員会、審議会等における女性委員の登用率や、管理職や議員、各種団体の長への就任など、政策決定の場への女性の進出率は、さらに上昇していくことが推測できます。

本市は、男女が同等に参画する社会の実現には未だ至っておりませんが、市民の男女平等意識は確実に向上しており、真の男女共同参画社会の実現に向かって、大きく前進中であることには間違



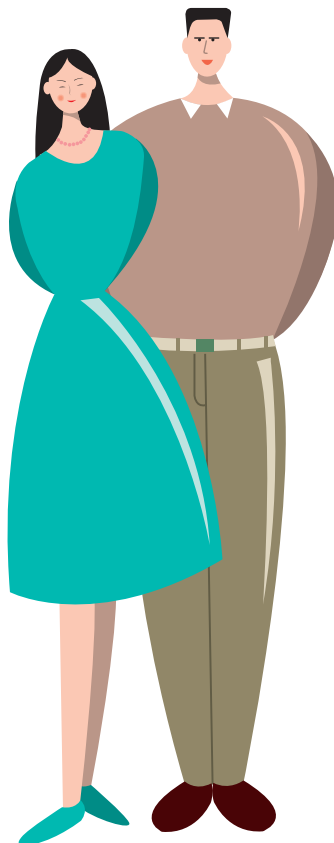
いありません。

しかし一方では、本市の女性相談事業におけるDV被害者からの相談が激増していることや、離婚後、シングルマザーとして生きていく女性に対する社会保障や就労環境の厳しい現状を見たとき、地域や職場で積極的に活躍している女性と、様々な理由を抱えているが故に社会参画できない女性との格差が広がっている状況があります。近年、貧困の問題がようやく知られるようになりましたが、これまで経済的弱者である女性にとっては男性以上に生活を脅かされる大きな課題であり、解決が急がれる問題です。このことから、未だ本来の能力を発揮出来ていない女性を、社会で活躍出来るように環境整備することで、女性間の格差を縮めることが、男女共同参画社会を創るための重要な課題となっています。

本市においては、2010年4月に四国の市町村で初めての、配偶者暴力相談支援センター機能を備えた鳴門市女性支援センター『ぱぁとなー』を開設し、DV被害者の救済支援や、悩みをかかえた女性に対するカウンセリング事業を行うほか、男女共同参画セミナーの開催や出張講座など、男女共同参画社会実現のための様々な事業を展開しています。輝いている女性はまだ輝きを増すように、光の当たっていない女性には光を当てるような、温かい施策の推進により女性を元気にすることは、男性にとっても居心地のいい環境につながるといえるからです。

2010年12月、国において第3次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

本市においても、同計画の改訂との整合性を図りながら、女性がエンパワーを遺憾なく発揮でき、男性もさらに活躍出来るような、元気な鳴門市を創るために、様々な施策に取り組んで参ります。



## 4. 21世紀の女性を取り巻く環境

女性を取り巻く環境は、文明の近代化や法整備・支援制度の増加等により、近年どのような変化が見られるでしょうか。

日本では、1985年（昭和60年）に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する「女性差別撤廃条約」が批准され、続いて1999年（平成11年）の「男女共同参画社会基本法」の制定や、2007年（平成19年）の「男女雇用機会均等法改正」等が行われました。これらにより、男女平等意識が高まり女性の社会参加や政治活動への参加が増えていると言われていますが、果たして現状はどうでしょうか。

### ① 平成21年度 HDI, GDI, GEMの世界上位ランキング（日本の順位）

順位	HDI（182カ国） 人間開発指数	GDI（155カ国） ジェンダー開発指数	GEM（109カ国） (ジェンダー・エンパワーメント指数)
1	ノルウェー	オーストラリア	スウェーデン
2	オーストラリア	ノルウェー	ノルウェー
3	アイスランド	アイスランド	フィンランド
4	カナダ	カナダ	デンマーク
5	アイルランド	スウェーデン	オランダ
6	オランダ	フランス	ベルギー
7	スウェーデン	オランダ	オーストラリア
8	フランス	フィンランド	アイスランド
9	スイス	スペイン	ドイツ
10	日本	アイルランド	ニュージーランド
11	ルクセンブルク	ベルギー	スペイン
12	フィンランド	デンマーク	カナダ
13	アメリカ	スイス	スイス
14	オーストラリア	日本	トリニダード・トバゴ
15	スペイン	イタリア	イギリス
57			日本

国連開発計画UNDP『人間開発報告書2009』より

日本の女性を取り巻く環境について、世界諸国との比較や日本国内の現状を理解し考えていくことは、積極的な男女共同参画活動をする上でとても重要です。

上記の表で日本は、HDIは世界182カ国中10位と高い順位であり、日本の女性は教育水準が高く長寿であることがわかります。しかし、GEMは世界109カ国中57位と順位が低く、日本では女性が政治や経済活動に対しての意思決定の場にあまり参加できていないことがわかります。

また、女性は自分の能力を活用できる機会や場が少なく、教育を受け高い能力を持っていても、社会的に生かせていない場合が多いことがうかがえます。

平成21年8月に公表された国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW：Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）の総括所見では、女性差別解消に向けた日本政府の取り組みが、前回（平成15年：2003年）から進んでいないことを指摘されており、現在の日本の社会システムへの勧告も盛り込まれていました。

この総括所見により日本政府は、結婚の最低年齢を男女とも18歳にする、女性だけに課せられる再婚禁止期間の撤廃、選択的夫婦別姓の導入、民法や戸籍法の婚外子に対する差別規定の撤廃等、民法の差別的条項の見直しと、女性の雇用・昇進機会を拡大することや政治活動・公的な分野において女性の参画を進め、男女平等を達成するよう積極的特別措置（ポジティブアクション）を取ることを求められています。

参考 国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）「第6回日本審査の総括所見」  
外務省「女子差別撤廃条約」  
男女共同参画局「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

#### HDI(Human Development Index) 人間開発指数

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を測定した指数です。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率及び就学率）、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出しています。

#### GDI (Gender -Related Development Index) ジェンダー開発指数

HDIと同じく基本的能力の達成度を測定するものですが、その際、女性と男性の間でみられる達成度の不平等に注目したものです。

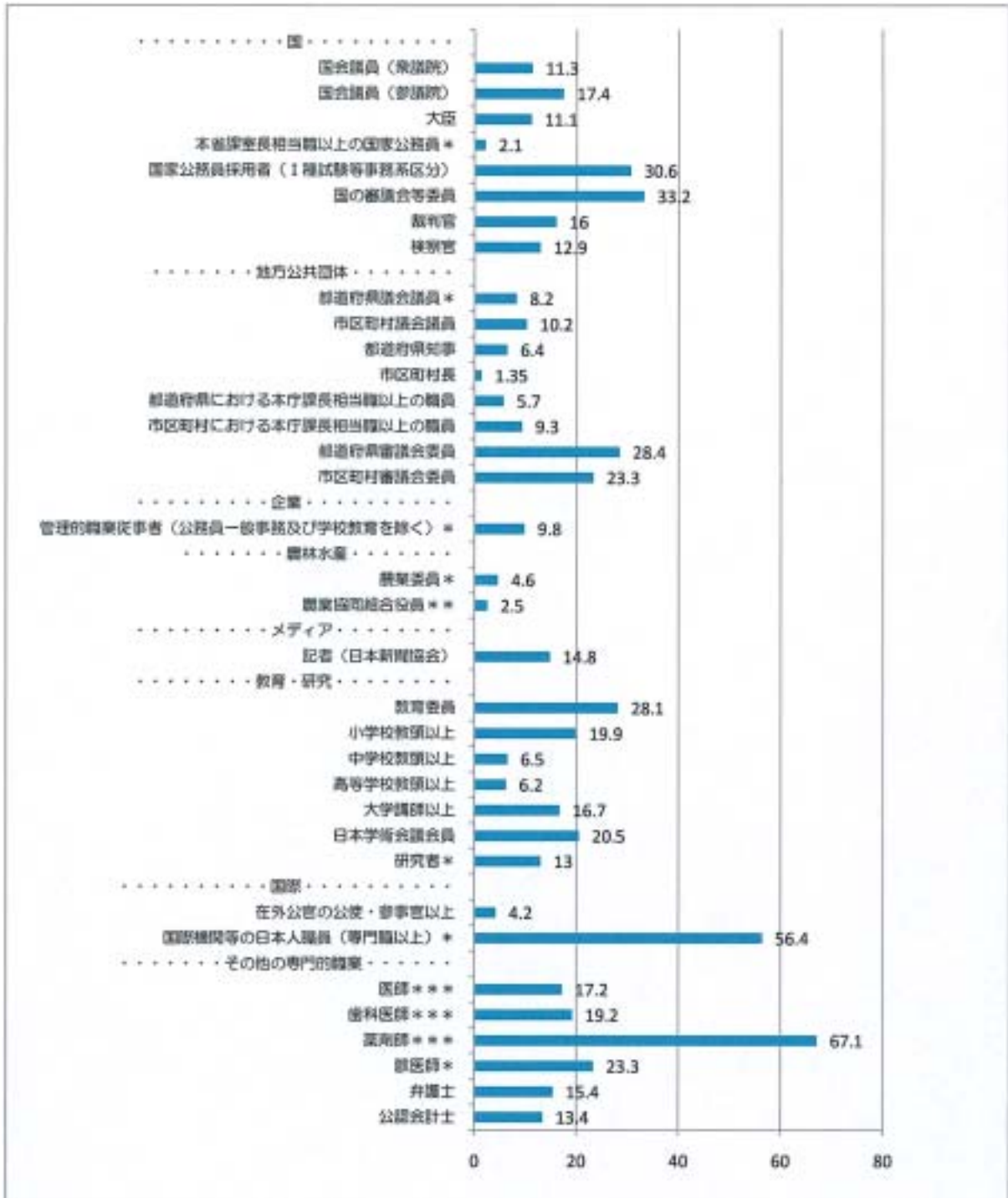
HDIと同様の平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、国民所得を用いつつ、それぞれ男女格差に従って調整されます。「ジェンダーの不平等を調整したHDI」と言えます。

#### GEM(Gender Empowerment Measure) ジェンダー・エンパワーメント指数

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できているかどうかを測るものです。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているものに対して、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てています。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出しています。

参考 国連開発計画UNDP「人間開発報告書2007/2008と日本」  
男女共同参画推進連携会議「男女共同参画ハンドブック」

## ② 各種分野の指導的地位における女性の割合



男女共同参画会議『「2020年30%」の目標のフォローアップのための指標』より  
原則2009年 ただし、\*は2008年、\*\*は2007年、\*\*\*は2006年のデータ

上記の表では、50%を超えている分野は「国際機関等の日本人職員（専門職以上）」、「薬剤師」の2分野のみであり、社会の各分野における指導的地位に女性が占める割合が低いことがわかります。こうした男性主導型の社会システムは、HDIの値は高いがGEMの値は低いという日本特有のアンバランスな社会の中で作られており、政府は改善を目指し2020年までに指導的地位に女性の占める割合が、少なくとも30%程度になるように取り組んでいます。

### ③ 平成21年度 GEMの日本全国ランキング（徳島県の順位）

順位	県名	GEM	順位	県名	GEM
1	東京都	1.0546	25	千葉県	0.5904
2	愛知県	0.7267	26	宮城県	0.5895
3	滋賀県	0.7255	27	福岡県	0.5891
4	大阪府	0.7056	28	福井県	0.5809
5	京都府	0.6818	29	北海道	0.5808
6	長野県	0.6795	30	岩手県	0.5804
7	神奈川県	0.6745	31	埼玉県	0.5787
8	静岡県	0.6698	32	山形県	0.5735
9	広島県	0.6514	33	沖縄県	0.5641
10	三重県	0.6512	34	愛媛県	0.5635
11	鳥取県	0.6482	35	島根県	0.5627
12	栃木県	0.6317	36	佐賀県	0.5618
13	兵庫県	0.6314	37	秋田県	0.5610
14	富山県	0.6288	38	徳島県	0.5597
15	山口県	0.6241	39	高知県	0.5577
16	岡山県	0.6230	40	大分県	0.5556
17	山梨県	0.6176	41	和歌山県	0.5470
18	福島県	0.6173	42	奈良県	0.5437
19	石川県	0.6159	43	熊本県	0.5392
20	新潟県	0.6103	44	青森県	0.5362
21	群馬県	0.6080	45	宮崎県	0.5331
22	香川県	0.6069	46	長崎県	0.5236
23	茨城県	0.6020	47	鹿児島県	0.5209
24	岐阜県	0.5986			

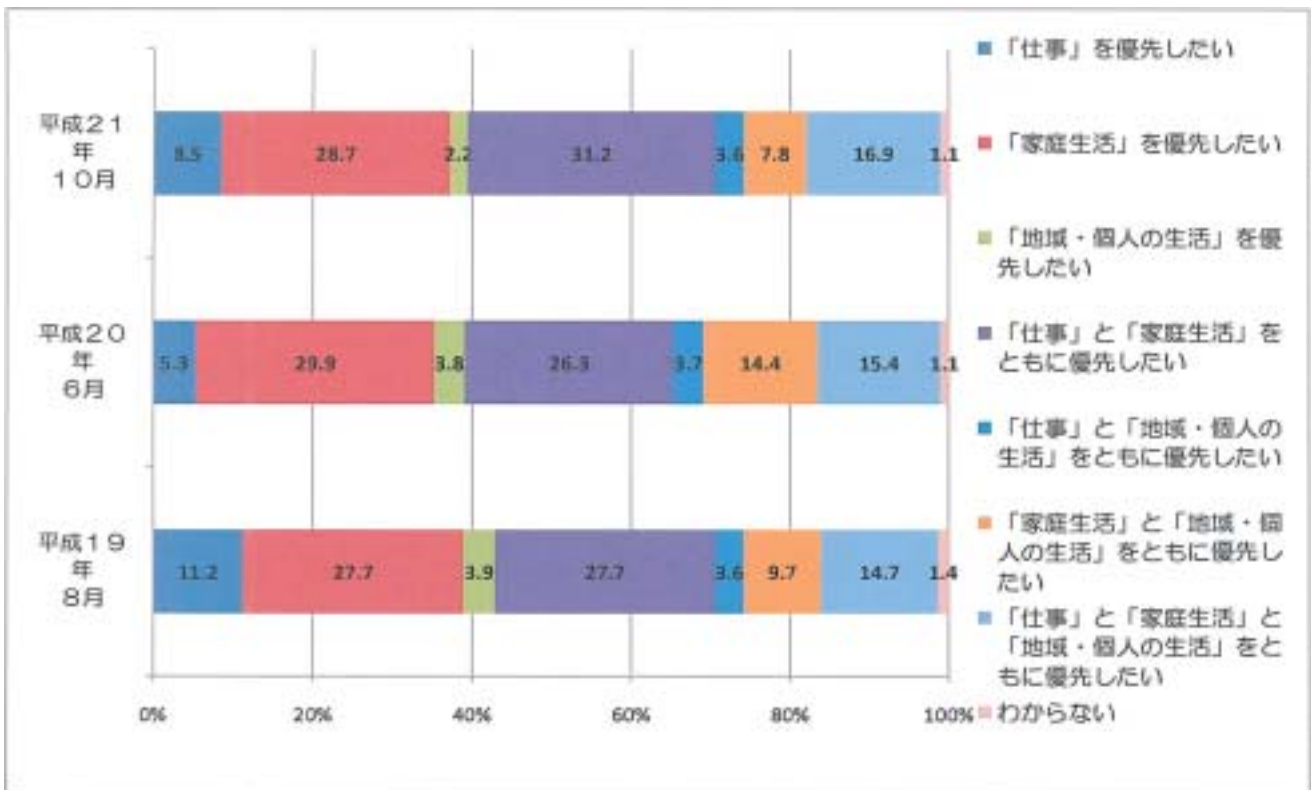
アバンセ・データブック「平成21年度国内版GEMの試算結果について」より

上記の表によると、平成21年度の徳島県のGEMは0.5597で全国38位であり、決して高い数値とは言えません。平成20年度のGEMの数値は0.5569で全国33位であり、今回数値は上がっているものの順位は下がっています。

GEMの数値が高い都道府県は都市部が多く、県議会議員や市町村議会議員の女性の登用率が高いことや、女性の推定所得が高いことがうかがえます。

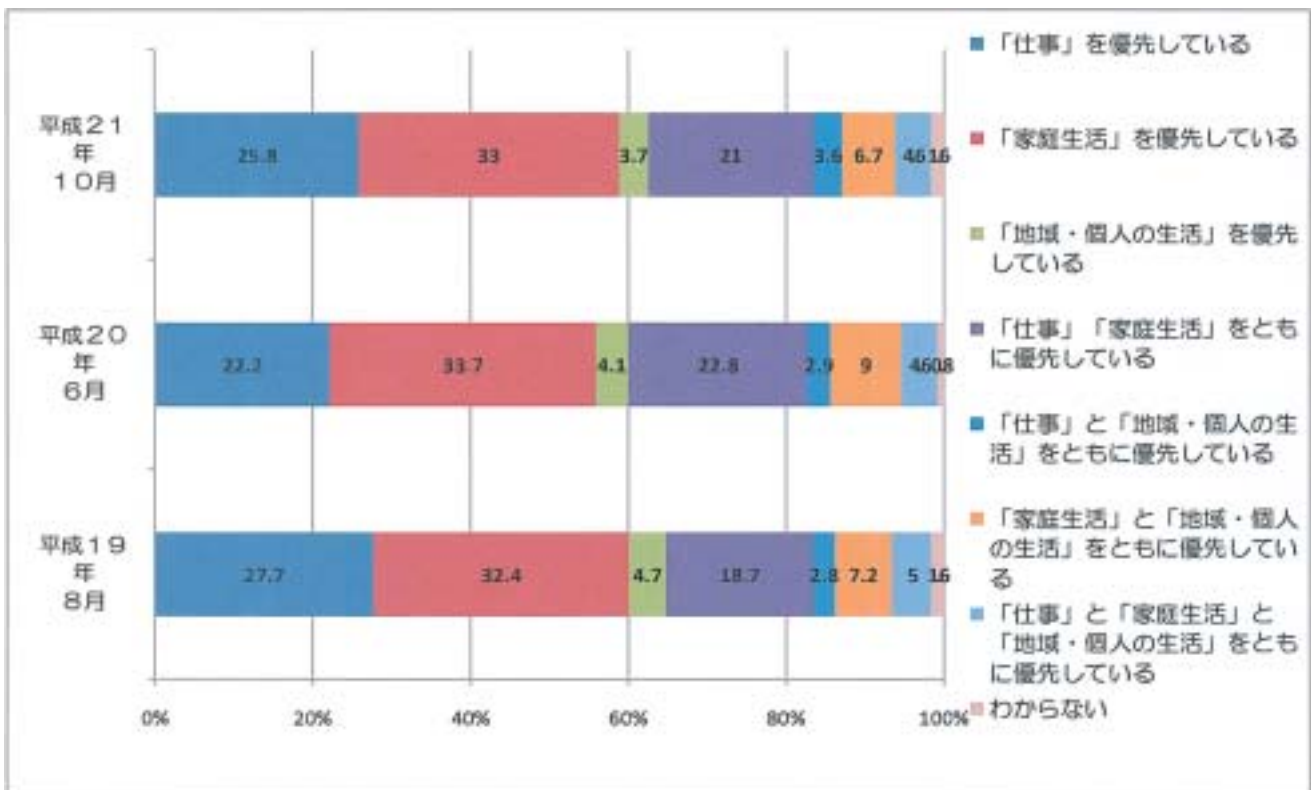
GEMの数値は、女性が政治活動へ参加できているか、意思決定権を担っているかどうかや、女性が経済的に自立できているかどうか等を計る数値であり、男女共同参画社会や男女平等社会を目指す中で、このGEMの数値を上げる活動や社会システムを作っていくことはとても重要です。

④ 「仕事」・「家庭生活」・「地域・個人生活」の関わり方 ～希望優先度～



内閣府 「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月調査)より

⑤ 「仕事」・「家庭生活」・「地域・個人生活」の関わり方 ～現実(現状)～

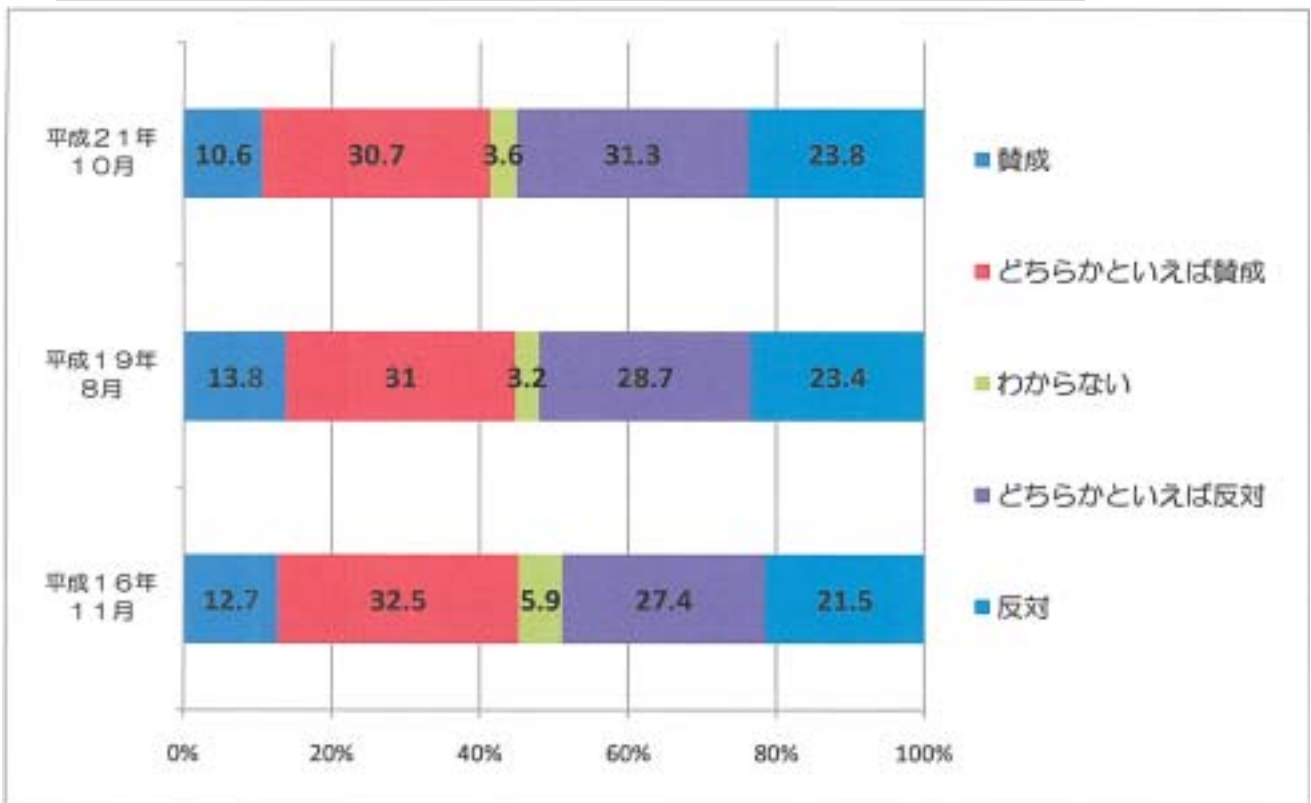


内閣府 「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月調査)より

④希望優先度の調査について、平成20年6月の調査では「家庭生活を優先したい」が最も多かったのに対して、平成21年度の調査では「仕事・家庭生活共に優先したい」が最も多い結果となりました。

しかし、⑤現状調査では、平成21年度の調査では「家庭生活を優先している」が最も多く、次に「仕事を優先している」、その次に「仕事と家庭生活を共に優先している」が続いています。仕事と家庭の両立について、どちらも優先したいという気持ちがあっても、現実的にはどちらか一方（特に家庭生活）を優先せざるを得ない状態であるということがうかがえます。

### ⑥ 固定的性別役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである）

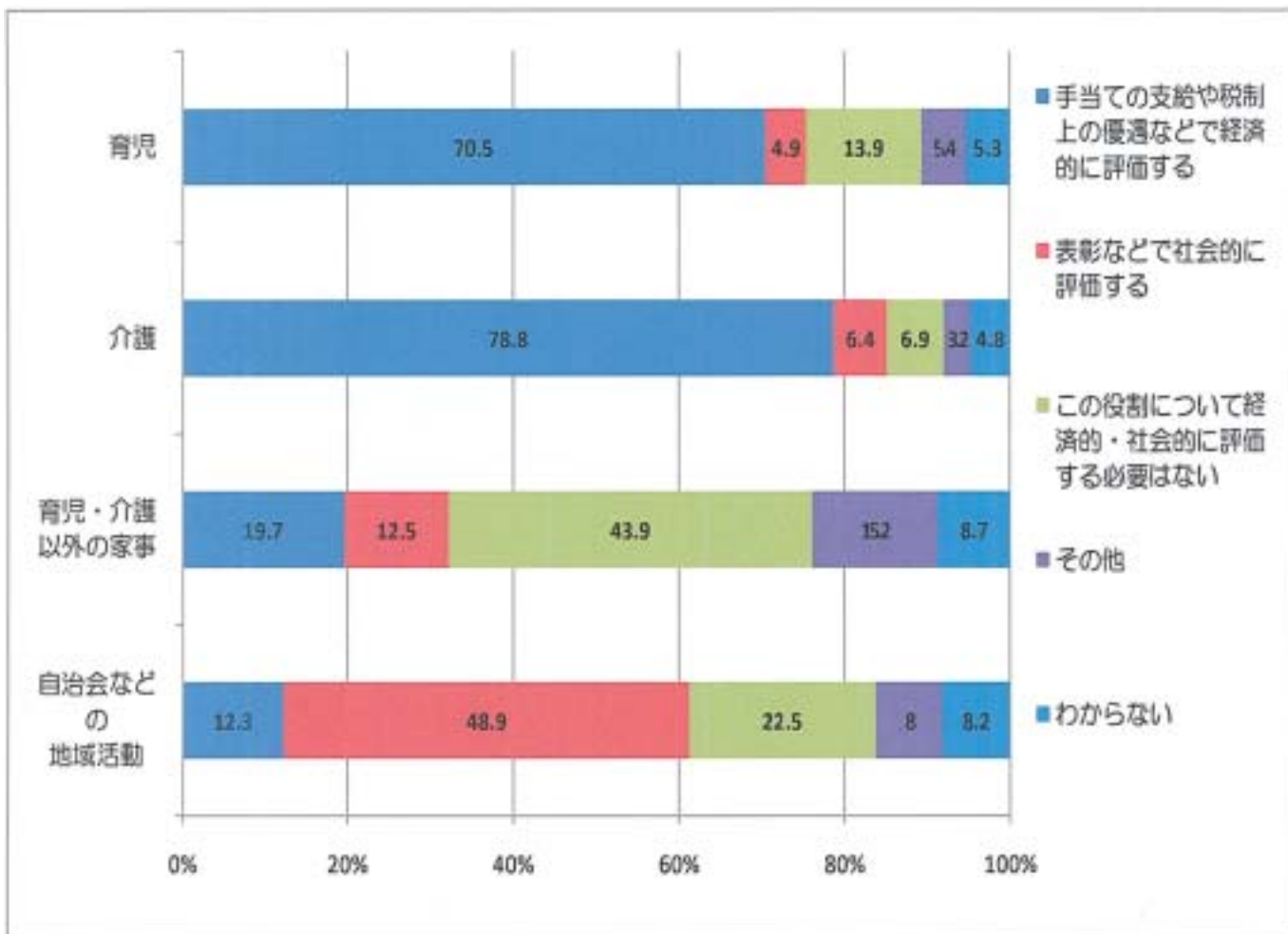


内閣府 「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年10月調査）より

固定的性別役割分業とは、男性・女性という性別を理由として、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、男性・女性の役割を固定的に決めることをいいます。こういった固定的性別役割分業意識は、男女どちらにとっても個性と能力を発揮することを妨げる場合があります。（「男女共同参画ハンドブック」男女共同参画推進連携会議 より）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識について、「賛成」「どちらかといえば賛成」は減少し、「反対」「どちらかといえば反対」は増加傾向にあります。しかし、平成21年10月の意識調査では、「賛成」「どちらかといえば賛成」が依然として41.3%もあり、この固定的性別役割分業意識の高さは②指導的地位における女性の割合が低い現状を招き、GEMの値が低いという現在の日本の社会システム構築・維持につながっていると考えられます。

## ⑦ 家事等に対する具体的評価



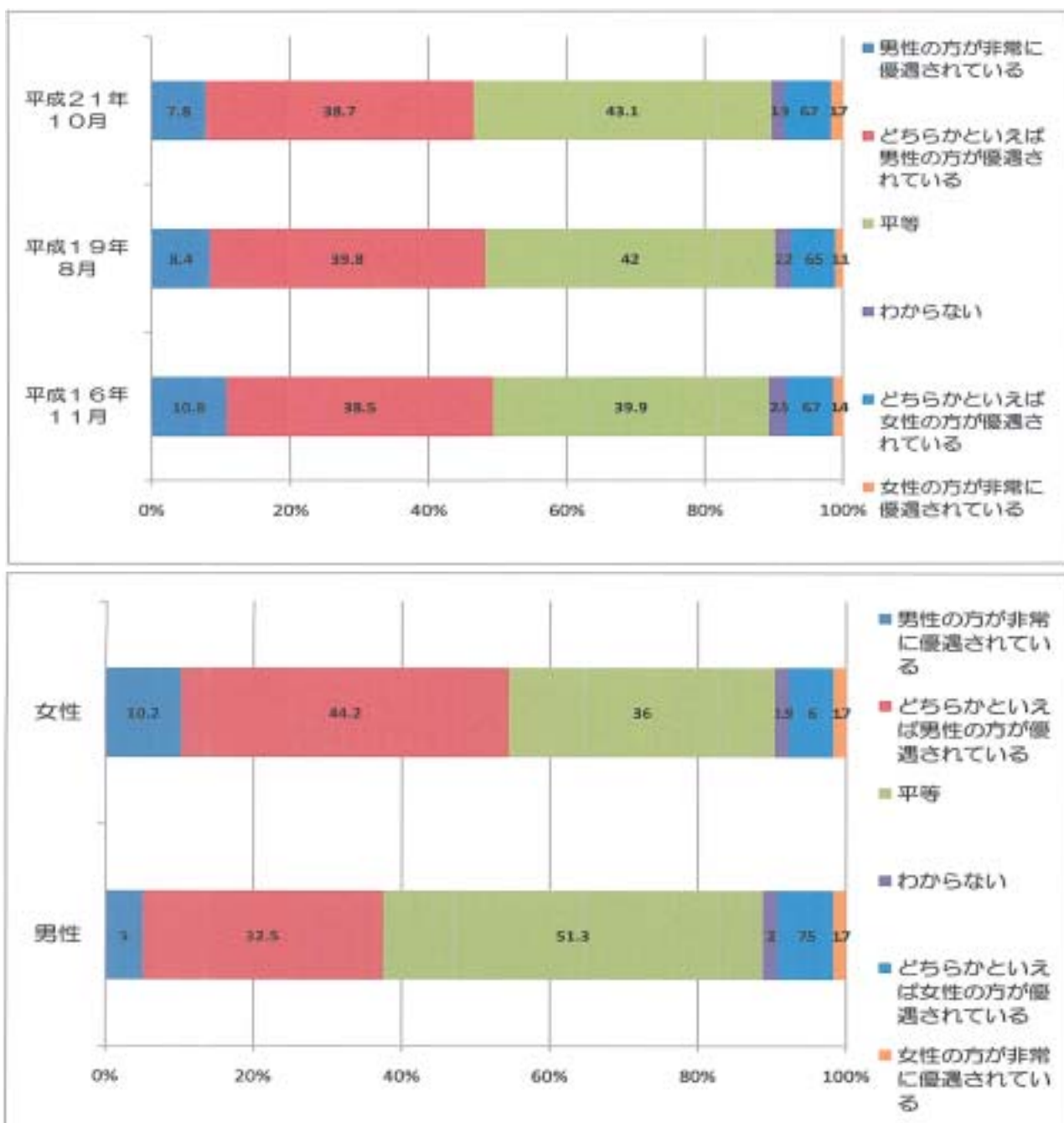
内閣府 「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 21 年 10 月調査) より

育児や介護については「手当の支給や税制上の優遇などで経済的に評価する」「表彰などで社会的に評価する」が 7 割以上であるのに対し、育児・介護以外の家事については「経済的・社会的に評価する必要はない」が 4 割以上（経済的・社会的に評価するは 3 割程度）を占めています。

料理や掃除・洗濯といった育児・介護以外の家事は、家庭生活を維持し社会を支える為に必要不可欠な労働です。このような、育児・介護以外の家事についての経済的・社会的評価の低さは、**⑥ 固定的性別役割分業意識**の高さと共に、女性の社会・政治活動への参加や就労・経済的自立を阻む要素となっていることがうかがえます。



## ⑧ 家庭生活における男女の地位の平等感

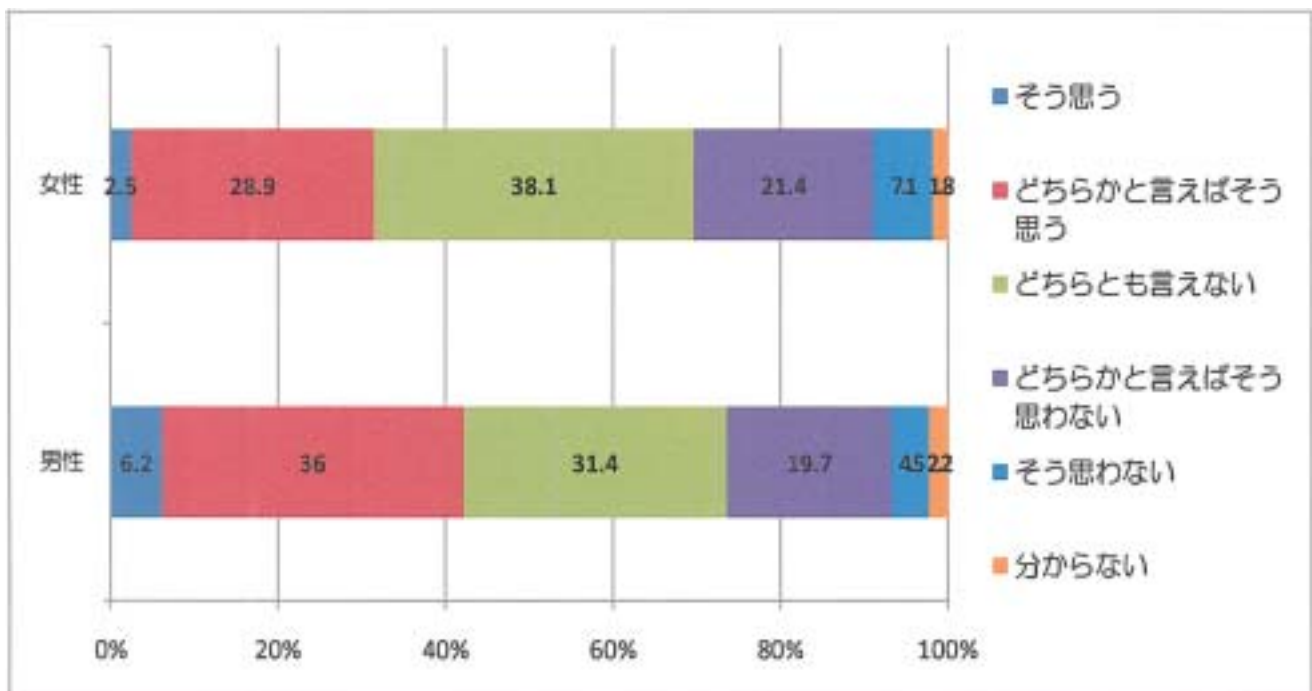


内閣府 「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月調査)より

平成21年10月の調査では、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が46.5%、「平等」が43.1%、「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」が8.4%と、圧倒的に「男性の方が優遇されている」割合が多く、男女の地位の不平等感が現れています。

また、男女比では、男性は「男女平等である」割合が多く、女性は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」割合が多く、男女間で平等感の認識に違いがあることがうかがえます。

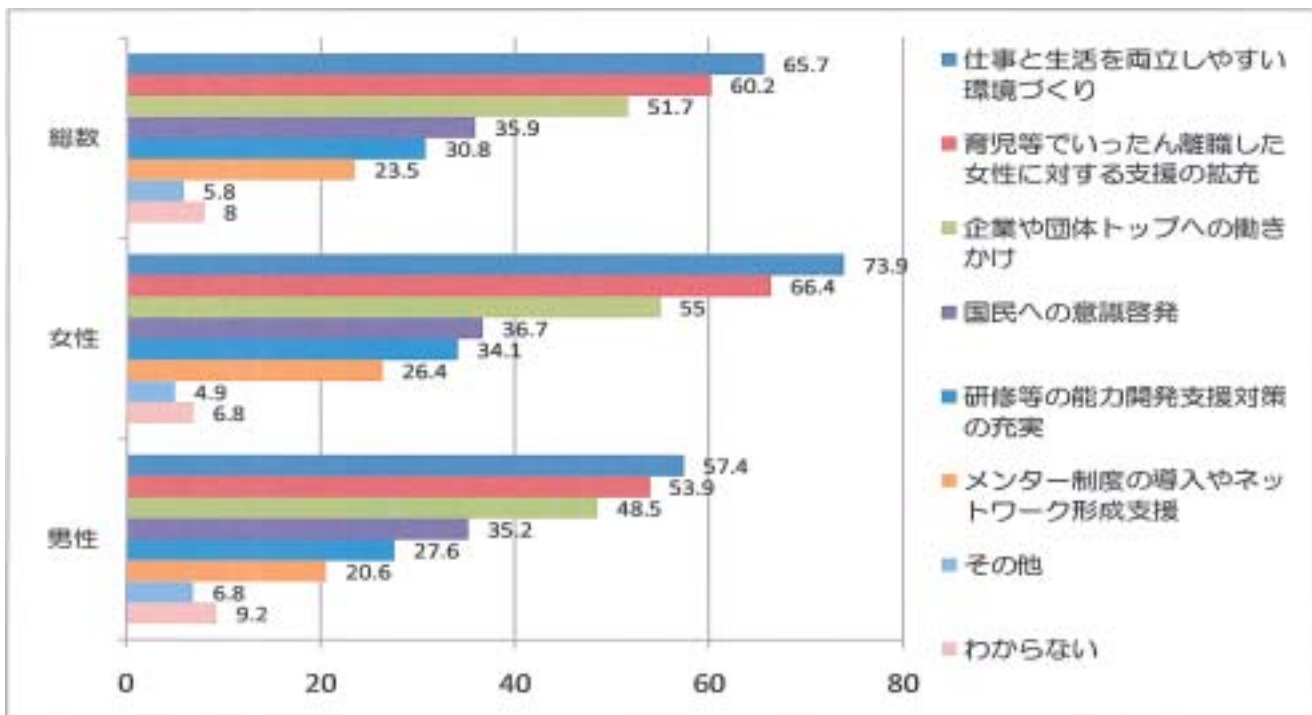
⑨ 社会において女性の能力は十分活用されていると思うか



内閣府 「男女のライフスタイルに関する意識調査」（平成21年9月）より

女性が「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が31.4%、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」が28.5%に対し、男性は「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が42.2%、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」が24.2%となっており、男性に比べ女性の方が肯定する意見が少ないのが現状です。

⑩ 女性が能力開発・発揮しやすい社会にするために、行政に期待すること



内閣府 「男女のライフスタイルに関する意識調査」（平成21年9月）より

男女共同参画や男女差別撤廃に関する法律の整備や改正により、女性が自分の能力を発揮したり個性を生かした活動をしたり、意思決定や自立していく為の枠組みができてきたとはいえ、まだまだ見直しや改正すべき点はたくさんあると考えられます。

現在の社会システムは男性主導型の社会であり、女性は仕事で補助的な立場を強いられたり、固定的性別役割分業意識から家事や育児・介護の為に就労をあきらめざるを得なかったりと、厳しい選択を迫られる場面が多く見られます。

日本の女性が自分の能力や個性を社会で十分に発揮できる機会と場を持ち、家庭生活においても一層の男女共同参画の推進をはかり、男女が共に自分らしく生活できる環境作りを、個人・地方自治体・都道府県・国のそれぞれの立場や役割で主体的に考えていくことが、今後益々重要になると思われま



# 鳴門パートナーシッププラン

## 第二章

時代は

Ⅱ

セカンド

ステージへ



## 1. 基本理念

日本国憲法は、「個人の尊重」と「法の下での平等」を謳<sup>うた</sup>っており、すべての国民の基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障しています。社会情勢があらゆる場面で急速に変化している中で、男女の人権が尊重され、性による差別のない真の男女平等が達成されることは、私たち一人ひとりの人生を可能な限り充実した豊かなものにするに繋がります。

しかし、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題は、依然として多く残されています。家庭、職場、地域社会での意識や伝統的な慣習などには、未だに男女の固定的な役割分業意識から、男女に中立的でないものが残存しています。また、女性の人権を侵害するドメスティック・バイオレンス（DV）などの問題も表面化してきています。

男女が相互の協力と社会の支援の下に、家事・育児・介護などの家庭生活における活動と、仕事や地域活動を始めとする、家庭以外での活動を両立して行うことができるようにすることは、バランスの取れた生活を営んでいく上で大変重要であり、行政のみならず企業、地域などが一体となった施策の展開を図り、誰もが様々な活動を自分の希望するバランスで実現する「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が求められています。

こうした社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、無意識のうちに固定的な性別役割分業意識による不適切な対応を行うことのないよう心掛けるとともに、男女共同参画の視点を持った対応ができる環境づくりをしていくことが肝要です。

そこで鳴門市では、こうした状況を総括的に踏まえ、男女が社会の対等な構成員として互いに認め合い、ともに責任を担うべき社会を形成するために、官民が適切な役割分担のもとに協働していけるよう、「鳴門パートナーシッププランセカンドステージ」による10年計画を着実に実行して行きます。

- 1 男女がのびのび暮らせる なんと
- 2 男女がいきいき輝ける なんと
- 3 男女があんしんして暮らせる なんと
- 4 男女が集まるにぎわいのある なんと
- 5 男女がにこにこ働ける なんと
- 6 男女がいっしょに担う なんと
- 7 男女がしっかり支える なんと

## 2. プランの性格

鳴門市女性行動計画「鳴門パートナーシッププラン」は、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、鳴門市が真の男女共同参画社会を実現するための、目標や方向性を総合的に明示したものです。

「鳴門パートナーシッププランセカンドステージ」（以下Ⅱステージ）は、「鳴門パートナーシッププラン」の取り組みを継承し、国・県の動向や社会情勢と整合性を図りながら、女性を取り巻く環境の整備や男女協働の在り方を改善して行きます。市民一人ひとりが幸せを感じる鳴門市を創ることで、子ども達に明るい未来を継承して行くことを目的に推進していきます。

## 3. プランの期間

Ⅱステージは、平成23年度から平成32年度までをプラン実行期間とし、その間、鳴門市の女性を取り巻く社会情勢の変化により、必要に応じて適宜見直しを図ります。

## 4. プランの推進体制

Ⅱステージは、「鳴門市女性行動計画」を「鳴門市男女行動計画」と改め、新要綱による市長を本部長とする鳴門市男女行動計画推進本部を中心に遂行して行きます。

この推進の核は、同要綱にあるワーキンググループ委員であり、座長（人権推進課長）が必要と認めた場合は、他に委員を指名することでより良い施策展開を図って行きます。

また、男女共同参画社会の実現は、行政による施策遂行だけで実現できるものではないことから、鳴門市民全体に広く周知を図りながら、パブリックコメントを重視するなど、市民との協働により取り組んで行きます。



## 5. 「鳴門パートナーシッププランⅡステージ」完成まで

年	月	日	会議等開催	詳細
22	5	28	第1回ワーキンググループ委員会	・「鳴門パートナーシッププラン」の10年間の検証・総括
	8	31	第2回ワーキンググループ委員会	・「鳴門パートナーシッププランⅡステージ」(案)の協議
	10	4	第1回調査研究委員会	・「鳴門パートナーシッププラン」の10年間の検証・総括 ・「鳴門パートナーシッププランⅡステージ」(案)の協議
		25	第1回鳴門パートナーシップDV対策会議	・鳴門市DV防止基本計画について協議 ・「鳴門パートナーシッププランⅡステージ」(案)第3章について協議
	11	12	第2回調査研究委員会	・「鳴門パートナーシッププランⅡステージ」(案)の協議 ・鳴門市DV防止基本計画について協議
		22	第1回推進本部会	・「鳴門パートナーシッププランⅡステージ」(案)の協議
	12	10	鳴門市議会第4回定例会生活福祉委員会で「鳴門パートナーシッププランⅡステージ」(案)を報告	
		13	「鳴門パートナーシッププランⅡステージ」(案)のパブリックコメント募集 ～平成23年1月17日まで	
23	1	19	第2回鳴門パートナーシップDV対策会議	・「鳴門パートナーシッププランⅡ」(案)の第3章部分に対するパブリックコメントについての検討会議
		24	第3回ワーキンググループ委員会	・「鳴門パートナーシッププランⅡ」(案)の第3章以外に対するパブリックコメントについての検討会議
		31	公式ホームページにてパブリックコメント結果公表	
	2	7	第3回調査研究委員会	・「鳴門パートナーシッププランⅡ」(案)に対するパブリックコメントについての総括と最終案の完成
		18	第2回推進本部会	・「鳴門パートナーシッププランⅡステージ」(案)について最終検証
	3月		「鳴門パートナーシッププランⅡステージ」策定完了	

## 6. 鳴門パートナーシッププランⅡステージ体系図

### 基本目標

1 男女がジェンダーにとらわれず  
自分らしくのびのび暮らせる  
なると

2 男女が自己の能力を発揮し、社  
会のあらゆる分野でいきいき輝  
ける なると

### ※新設 DV防止基本計画

3 男女が互いを思いやりあんしん  
して暮らせる なると

4 男女が集まるにぎわいのある  
なると

5 男女がにこにこ心豊かに働け  
る なると

6 男女が家庭責任や地域づくりを  
いっしょに担う なると

7 福祉の充実で男女の自立をしっ  
かり支える なると

### 課題と施策

(1)男女平等意識づくりの具体的な推進  
(2)男女平等を実現するための教育の実践

(1)政策・方針決定等への積極的参画の推進  
(2)社会活動への積極的参画の推進  
(3)男女の自立を目指した能力開発の推進

(1)暴力を許さない社会づくりの推進  
(2)安心して相談できる体制の確立  
(3)被害者の保護と救済支援体制の強化  
(4)被害者の自立までをサポートする体制づくり  
(5)DVを地域からなくす環境整備

(1)国際交流・国際的活動への男女平等参画の実践

(1)働く場での男女平等の実践  
(2)女性の就労環境の整備  
(3)多様な働き方に対する支援

(1)働く男女の家庭・地域生活の両立支援  
(2)家庭・地域における男女共同参画の実践

(1)高齢者の生活への支援と介護  
(2)障がい者の生活支援と介護  
(3)ひとり親家庭への支援  
(4)一生涯における男女の健康保障



## 7. 基本目標別課題と具体的施策の推進

### 1 目標⇒ 男女がジェンダーにとらわれず自分らしく のびのび 暮らせる なる

#### ◆現状・課題・事業計画◆

女性と男性が社会のあらゆる場で対等な関係を築き、ジェンダーにとらわれない社会を実現するために、法律や制度の整備は進んできました。しかし、社会通念や慣習などにおける男女の不平等感、家庭・職場・地域などでいまだに残っており、真の男女平等を実現する上での大きな課題となっています。

男性の、家計の担い手としての意識や大きな責任感が、男性の自殺率の高さと関連している一因とも見られ、男女が責任を分かち合うことは、女性のみならず男性がより生きやすくなることでもあります。男性の長時間労働の抑制等、働き方の見直しを図ることで、男性が地域生活や家庭生活への参画を進める必要性を考えます。

経済格差が、女性に限らず男性にも顕在化する状況のなかで、これまでのように性別役割にとらわれた標準的な生き方が難しくなっており、個人の多様な生き方を認めて支援する社会が求められています。男女共同参画は理念ではなく、現実的に未来を切り開いていくために、欠くことのできない施策でもあるのです。

男性も女性も、個人として尊重され自らの意思によって、個性豊かで多様な生き方の選択ができる社会づくりを行っていくためには、学校教育・社会教育・家庭教育・マスメディア等の情報など、様々な機会を通じて意識改革を推進していくことが重要です。

本市では、市民意識の底上げをめざし、社会全体の教育力の向上に向けた生涯学習の場を提供することで、社会のニーズに対応した学習成果を活かせる環境の醸成を図ります。

人事課では、人権問題の研修を通じて男女共同参画についての職員の意識の深化を図ります。企画広報課においては、月1回配布の広報なるとやテレビ広報により市民に情報提供することで市民の人権意識・男女平等の意識改革を図ります。

人権推進課では、男女共同参画社会実現に向けての機運を醸成するために、平成23年度には徳島県初となる男女共同参画宣言都市事業の開催を、また平成24年度には男女共同参画条例の制定をめざします。また、人権セミナー・男女共同参画セミナー等で人権・男女平等に対する啓発を、また各種講座でジェンダー問題に関するアンケートを実施しながら、ジェンダー解消への視点を取

り入れます。そして、広く一般市民を対象にした講座と、目的別に性別や年代を絞った出前セミナーなど、より効果が上がるような工夫を重ねた啓発活動を推進します。

生涯学習人権課では、各種学級や出前講座等で男女共同参画推進を図っていきます。

学校教育課においては、教職員対象に男女共同参画社会の実現に向かって、意識を高めるための研修を実施します。幼児・小・中学生の保護者については、子どもの成長に伴う発達理解や、保護者の役割など思いやりの心を育てる家庭教育の重要性と、互いを尊重し協力する意識の醸成を図ります。また、固定的な性別役割分担を解消していくリーフレット等で、男女平等意識を啓発していきます。

①	<b>男女平等意識づくりの具体的な推進</b>	総務課
	男女共同参画に関する啓発活動の充実 ジェンダー問題を解消するための調査・研究 関係機関との連携強化 男女共同参画宣言都市奨励事業による啓発と周知	人事課 企画広報課 市民生活安心課 市民課
②	<b>男女平等を実現するための教育の実践</b>	健康づくり課
	ジェンダーにとらわれない教育の実践 幼稚園・児童福祉施設における男女平等教育の実践 学校教育における男女平等参画の実践 教職員の意識と指導力の向上 教育内容・指導方法の整備充実 社会教育・生涯学習の実践 家庭教育の実践	保険課 長寿介護課 人権推進課 社会福祉課 子どもいきいき課 教育総務課 学校教育課 生涯学習人権課

## 2目標⇒ 男女が自己の能力を発揮し、 社会のあらゆる分野でいきいき輝ける なる

### ◆現状・課題・事業計画◆

男女が社会のあらゆる分野で対等に活躍する社会の実現のためには、政策や方針の立案、決定といった、社会的な意思決定過程への女性の参画拡大が重要です。

本市では平成22年度より、男女共同参画施策を推進する拠点として、四国の市町村初の配偶者暴力相談支援センター機能を備えた鳴門市女性支援センター『ぱあとなー』を開設し、男女共同参画事業と平行してDV防止啓発および被害者支援事業を展開しています。今後、「第3次男女共同参画基本計画」に沿った『ぱあとなー』における男女共同参画施策の拡大充実を図るため、その大きな柱として徳島県で初めての内閣府奨励事業による「男女共同参画都市」を宣言したいと考えています。「鳴門市は男女共同参画都市になります。」と内外に声高らかに宣言することで、男女共同参画社会の実現に向けての機運を広く醸成したいと考えています。

「鳴門パートナーシッププラン」で、審議会等における女性委員の登用率を40%に引き上げることを掲げて推進してきましたが、残念ながら目標達成には至りませんでした。

しかし、本プランスタート時からの10年で10%以上向上したことや、地方自治法第180条の5や同法第202条の3に基づく委員会の女性委員の登用率等も、上昇していることから、今後も目標値40%を維持しつつ、さらなる拡大を図り、女性委員が登用されていない審議会等の解消に努めます。

また、女性の参画を拡大するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を進めるとともに、市女性職員の研修の充実や職域の拡大で人材育成を図るなど、本市における女性のエンパワメントの向上について発信・牽引していきます。

人事課では、女性職員の能力の積極的な活用を図るため、職員研修の充実と参加機会の拡大に努めます。女性の管理監督職への登用を積極的に進めるとともに、幅広い分野のポストに配置することで能力の活用を図ります。

総務課では、鳴門市情報公開・個人情報保護審査会委員への女性委員の登用率40%を継続するよう努めます。

選挙管理委員会事務局においては、女性委員登用率向上の取り組みを要請します。選挙管理委員会の女性委員長実現の取り組みへの調査・検討を行います。

農林水産課では、女性委員が登用されていない各種協議会・審議会等への女性委員の登用が行われるよう推進します。

商工観光課では、女性の職業能力の開発に向けて、労働関係機関が実施する各種講座の周知に努

めます。

生涯学習人権課においては、出前講座や市婦人連合会の支援により女性のリーダーを育成していくことにより、全市的な男女共同参画推進を図ります。

①	<b>政策・方針決定等への積極的参加の拡大</b>	総務課
	鳴門市男女共同参画条例の制定 政策決定の場への女性の積極的参画の推進 政策・方針決定への女性の積極的登用 審議会等への積極的登用（４０％目標） 意思決定組織への積極的参加の推進（クウォータ制の促進） 女性の人材発掘と育成	人事課 市民生活安心課 市民課 文化交流推進課 環境政策課 健康づくり課
②	<b>社会活動への積極的参加の推進</b>	保険課
	女性グループの活発な自主活動の推進 男性の地域における活動への積極的参加の推進 女性リーダーの育成支援 女性支援・活動の拠点として『ばぁとなー』の機能充実	長寿介護課 人権推進課 社会福祉課 子どもいきいき課
③	<b>男女の自立をめざした能力開発の推進</b>	商工観光課
	女性の多角的な能力開発と効果的な活用 女性の経済的自立のための生き方支援 男性の生活的自立のための教育・啓発	農林水産課 教育総務課 学校教育課 生涯学習人権課 選挙管理委員会事務局

### 3目標⇒ 男女が互いを思いやり

## あんしんして暮らせる なる

#### ◆現状・課題・事業計画◆

2007年(平成19年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が改正され、市町村による被害者保護のための基本計画の策定および配偶者暴力相談支援センター業務に対する努力義務が課せられました。

このため本市では、2010年(平成22年)4月に四国の市町村で初めての配偶者暴力相談支援センター機能を備えた鳴門市女性支援センター『ぱぁとなー』を開設しました。

同センターでは、総合的な女性政策の推進とともに、女性支援を重点とした事業を積極的に展開しています。悩みを抱えた女性からの相談対応や、DV被害者の救済支援業務を遂行する中、最近では相談内容が複雑になってきていることや、性別・年齢・国籍・障がいのある方など多種多様なケースなど、個々の相談窓口だけでは対応できないケースも多くなっていることから、全庁的な各相談窓口の連携による支援がスムーズに遂行できるよう図ります。

また、「鳴門パートナーシップDV対策会議」を設置し、庁内連絡会と法務局・警察・民間シェルター等とのネットワーク作りを推進し、DV防止基本計画に沿ったDV被害女性に対するきめ細やかな支援を推進するとともに、新たな被害者および加害者を作らないように、若年層からのDV被害防止に向けた意識啓発など、DV施策全般を推進していきます。

また、DV家庭で育つ子どもは、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼされる被虐待児であることから、DVを背景にする児童虐待の予防および早期発見・保護に努めなければなりません。このため、平成23年度より鳴門市女性子ども支援センター『ぱぁとなー』へと支援の枠を拡大し、DV家庭の虐待を受けている子ども本人や、虐待の疑いのある親子を発見した方からの通報や、虐待をしているのではと悩んでいる保護者からの相談を受けるなど、児童虐待の未然防止・早期発見に努め、DV支援と連動したきめ細かい支援体制を推進します。

まちづくり課では、市営住宅のDV被害者支援措置制度の充実により、DV被害者の自立支援を図ります。

市民課においては、DVおよびストーカー行為等の被害者の保護のための支援措置が、平成16年7月1日から施行されていることから、『ぱぁとなー』との連携体制を強化しながら、加害者からの追跡を逃れる対策の一つとして、同制度による被害者支援を継続していきます。

①	暴力を許さない社会づくりの推進	
---	-----------------	--

	<p>意識変革のための施策の推進  慣習やしきたりの見直し  学校での人権教育による予防啓発の推進  各種メディアにおける人権尊重の推進  特定事業者（市職員）の意識の向上</p>	<p>総務課  人事課  企画広報課  市民生活安心課</p>
②	<b>安心して相談できる体制の確立</b>	市民課
	<p>鳴門市女性支援センター『ばあとなー』の業務拡充  ワンストップ支援の遂行  相談者のところに寄り添える専門相談員の養成  他課窓口業務者との協力体制による早期発見</p>	<p>環境政策課  健康づくり課  保険課  長寿介護課</p>
③	<b>被害者の保護と救済支援体制の強化</b>	人権推進課
	<p>緊急時の安全確保  安全な一時避難場所の提供  民間シェルターとの連携体制の強化  医療機関等への協力依頼  同伴家族等の安全確保  保護命令制度の情報提供と補助  子どもいきいき課を通じた子どもの学校への情報提供と連携  長寿介護課を通じた地域包括センターへの情報提供と連携</p>	<p>社会福祉課  子どもいきいき課  まちづくり課  商工観光課  農林水産課  教育総務課  学校教育課  生涯学習人権課  選挙管理委員会事務局</p>
④	<b>被害者の自立までをサポートする体制づくり</b>	
	<p>被害者に応じた支援プログラムの遂行  被害者への経済的自立に向けた就業支援  住居の確保に向けた支援  各種社会福祉支援制度の情報提供と手続き支援  同伴家族（子ども・親）に対する支援  個人情報保護に関する支援措置  被害者の精神的ケアによる心の回復支援</p>	
⑤	<b>DVを地域からなくす環境整備</b>	
	<p>男性の意識変革の促進  自治会等への協力依頼と意識啓発  DV被害者救済支援の広域化推進  DV被害者支援ネットワークの設置  職務関係者の資質向上への取組  自助グループの活動支援  学校におけるデートDV防止の啓発  DV防止を市民全体に広げる取組み</p>	

## 4目標⇒ 男女が集まる

## にぎわいのある なんと

### ◆現状・課題・事業計画◆

本市では、独リューネブルク市と1974年4月に姉妹都市盟約を締結して以来、両市における親善使節団や、小中学生の小さな使節団を派遣し、文化・芸術などの分野でも、有意義な交流が続けられています。また中国青島市とは、友好都市締結を目指して1999年8月に「友好交流意向書」に調印しました。これを契機に、青島大学と鳴門教育大学が大学間交流を図るなど、両国のつながりを深めています。

近年、鳴門市にも多くの外国人が在住し、その人数は毎年増加しています。国際交流や国際的な活動の場においても、異文化交流を大切にし、人権を尊重する男女平等参画の実現を図っていくことが必要です。そして、女性の国際進出を推進し、地球規模の視点に立つ公正な国際協力の拠点づくりを推進していきます。

学校教育課では、鳴門教育大学で学ぶ世界各国の留学生を小学校に招待し、遊びや歌など様々な心温まる交流事業を行っており、今後も市民と在住外国人との交流を促進するとともに、国際的活動をする市民グループ等への情報提供や活動拠点の提供をします。

文化交流推進課では、リューネブルク市との交流をはじめ、ドイツ・中国からの国際交流員の受入や、鳴門国際交流協会と連携して、市内在住外国人向けの相談業務や語学講座開設など、各種交流事業を実施しています。今後、これらの交流事業を一層推進するため、姉妹都市運営委員会や各種交流事業への若年層の参画による、市民主導の交流事業の活性化を進めます。あわせて、市内在住外国人の支援では、語学講座の開設数の拡大や、より多くの言語で相談業務ができるよう、人材の確保などの環境整備を進めます。

国際交流が盛んになるほど情報提供・活動支援のニーズが高くなることを踏まえ、全市的に男女が集まり国際交流が盛んなにぎわいのある鳴門を創ります。

①	<b>国際交流・国際的活動への男女平等参画の実践</b>	総務課
	国際理解と国際交流の推進 外国人が暮らしやすい環境の整備と支援 男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供 国際交流事業への積極的支援 地球規模問題に対する公正な国際協力	市民生活安心課 文化交流推進課 人権推進課 学校教育課

## 5目標⇒ 男女が にここにこと

### 心豊かに 働ける なんと

#### ◆現状・課題・事業計画◆

女性の社会参画が進み共働き世帯が増加するなど、人々の生活が多様化していく一方で、女性の働き方や子育て支援などの社会的基盤は、必ずしもこうした変化に対応したものとなっていません。少子・高齢化、グローバル化が進展する中、長時間労働を見直すなど仕事と生活の調和を実現しなくては、女性の政策・方針決定の場への参画拡大や、「M字カーブ問題」の解消にはつながりません。男女雇用機会均等法や労働基準法の改正等で労働における男女平等の法整備は進んでいますが、女性の就労現場においての環境は依然として厳しく、女性の能力を遺憾なく発揮できるような社会作りは、まだ途上と言わざるを得ません。母性保護や育児休業制度を、制度として終わらせることなく有効利用することは、雇用者や職場の人の理解や協力なしでは実現しません。このため、労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護および母性健康管理の周知をはかり、同時に男性の子育てへの参画や、子育て期間中の働き方の見直しを進めるため、男性の育児休業・家事・介護参画について社会的な機運の醸成を図ることが必要です。

また、職場において心身ともに健康が確保される働きやすい職場環境を整備することは、男女ともに能力発揮を促進する観点から重要な課題です。大きな社会問題となっている職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントは、個人の尊厳に直接かかわる深刻な問題であり、社会的・構造的な問題として対応していく必要があります。被害を受けたことを速やかに第三者に伝えたり、公的機関に通告するなどの措置を含めた自ら安全と生活を守りながら、自尊意識を持って生きていくことができるように社会的環境を整備し、支援していくことが重要です。

人事課では、育児休業をはじめとする母性保護や子育て支援制度の活用、さらに男性職員の妻の出産休暇の取得や育児への積極的参加を啓発していきます。また、時間外勤務の縮減および年次有給休暇の取得促進に取り組み、働きやすい職場環境の整備を図っていきます。セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントをはじめとするハラスメント防止を目的とする研修や社内LANを通じての啓発を行い、お互いの人格を認め合い、個人の人権を尊重した働きやすい職場づくりを推進していきます。

人権推進課では、鳴門市男女行動計画ワーキンググループ委員による職場における男女平等意識の向上、および日々の業務が男女平等に遂行されているかの点検を行います。また、人事課との連携により職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱などによりセクハラ防止に努めるとともに、問題が発生した場合の体制づくりを万全にします。

商工観光課では、男女雇用機会均等法など男女共同参画にかかる労働関係法令や、働きやすい環



境づくりに関する情報を各種資料により周知・啓発を継続します。

農林水産課においては、認定農業者の増加や農業者年金制度・融資制度等の施策の充実に伴い、家族経営協定の締結数は堅調に増加してきているため、家族経営が主となる農業・漁業において女性の役割は極めて重要であることから、今後更に推進を図ります。また、商工観光課・農林水産課、両課の事業を通じて、農林水産業や商業等の家内労働者・家族従業者に対する労働環境整備の支援・意識啓発を継続していくなど、多様な働き方を支援します。

①	<b>働く場での男女平等の実践</b>	総務課
	働く場における男女平等意識啓発の実践 雇用の分野における男女の機会均等の推進 職場における労働条件・労働環境整備の推進 女性就業者の地位向上の支援 女性の経営参画意識の啓発 農林水産・商工自営業に従事する女性のための環境整備の推進	人事課 市民生活安心課 市民課 文化交流推進課 健康づくり課 保険課
②	<b>女性の就労環境の整備</b>	長寿介護課
	働きやすい就労環境の整備 セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止啓発の実践 就職・再就職・職業継続のための具体的な支援 女性の職域拡大・職業能力開発の推進 事業主の理解と体制整備強化の要請 就労問題における相談と支援の実践 職場における母性保護対策推進と啓発	人権推進課 社会福祉課 子どもいきいき課 商工観光課 農林水産課 教育総務課 学校教育課
③	<b>多様な働き方に対する支援</b>	
	パートタイム・派遣労働者に対する労働条件の向上 家族従事者・家内労働者等に対する就労環境の整備 多様な働き方に対する情報提供および相談 労働時間の短縮・ワークライフバランスに沿った働き方の推奨 働く男女に対する保育サービスの充実	

## 6目標→ 男女が家庭責任や地域づくりを

いっしょに担う となると

### ◆現状・課題・事業計画◆

『男は仕事、女は家事』のように、社会の仕組みとして組み込まれてきた性別役割分業も、家庭のあり方や考えの多様化により日々変化しています。女性の社会進出が進む現代において、家庭の中で旧来の役割分担にとらわれることは、昔以上に女性の負担を増大させることに繋がります。男女がお互いを尊重し、ともに家庭責任を担い、また男女平等の地域づくりを進める施策が求められています。一番身近な男女共同参画が果たせる場は家庭です。家庭での相互協力が、女性の社会進出を後押しし、少子化の歯止めに繋がるのです。

人事課では、「次世代育成支援対策推進法」に基づいた、育児休業や各種休暇制度の利用を促進するなど、市職員が率先して「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組を推進します。

市民生活安心課では、自治振興会やボランティア団体、NPO法人等との連携を進めることなどにより地域や団体等による男女共同参画意識醸成の推進を図ります。

文化・環境や消費者問題等の事業には、女性の参加が多く、防災等の事業へ参加する女性は少ない傾向があるとともに、事業への参加者も同じ顔ぶれが多いため、それら事業に関わっている各課では、広く一般から参加者を募る手法を行政として考えていきます。

また、事業に参加し、参加者が提案した成果を事業の内容等とともに情報公開をするなど、PRの手法についても様々なアイデアを取り入れます。

さらに、事業参加への目的意識の高揚を促すためにも、地域の課題の的確な把握や情報提供を行うなど、実践的な活動のための連携・協働、ネットワークのコーディネートを今後も継続していきます。

健康づくり課においては、お元気サニールームに来所する子育て世代の人たちに豊かな母性・父性を育むために、親子の絆に関する知識・能力・技術を身に付けるような健康教育を推進します。

子どもいきいき課では、子育て支援の充実を図るため、鳴門ファミリー・サポート・センター登録会員の増加に努め、地域子育て支援拠点事業（うずしお保育園）等とともに全保育所（園）で、育児支援の充実を図ります。また、延長保育・一時保育・障がい児保育事業、病児・病後児保育の充実を図ります。そして、児童クラブの未設置地域への啓発を行い、今後必要に応じ協議し、設置を図るとともに、鳴門市要保護児童対策地域協議会により関係機関と連携し、要保護児童の支援にも努めます。

農林水産課では、各農協・漁協において、男性も参加できる料理講習会等を開催するとともに、近年は、女性部が中心となりレンコンチップス・レンコン茶など農産物を加工した新たな商品の開

発も進められていることから、今後、商品の更なる充実や販路開拓を行うなど女性部による活動の促進を図ります。

環境政策課では、身近な水路の再生、地球温暖化防止対策など各地域における環境保全に関する取り組みへの学習会、リサイクルプラザでの環境問題の体験学習などに男女を問わず参加できる状況をつくっていきます。

生涯学習人権課では、婦人会館や大型公民館等を活用した様々な活動を支援し、生涯学習を通じた男女平等意識の高い地域づくり推進します。

①	<b>働く男女の家庭・地域生活の両立支援</b>	総務課
	働く男女が家庭責任を担える生活環境作りの推進 男女が共同して担う家庭責任について啓発の実践 地域活動への男女共同参画の推進の強化 育児・介護休業法の利用促進 ワークライフ・バランスに沿った働き方の生涯プラン	人事課 市民生活安心課 市民課 文化交流推進課 環境政策課 健康づくり課
②	<b>家庭・地域における男女共同参画の実践</b>	保険課
	男女が安心して子育てと介護が出来る環境作りの推進 地域における子育て支援の推進 まちづくりへの男女共同参画の実践 環境問題への男女共同取り組みの推進 家庭と地域活動に対するワークライフ・バランスの推奨	長寿介護課 人権推進課 社会福祉課 子どもいきいき課 商工観光課 農林水産課 学校教育課 生涯学習人権課

## 7目標⇒ 福祉の充実で男女の自立を

しっかり支える なんと

### ◆現状・課題・事業計画◆

女性も男性も、一人ひとりがそれぞれの身体の特徴を十分理解し合い、お互いに思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。心身両面からの健康支援や相談体制の充実など、総合的な施策を推進するなど、男女ともに生涯にわたる健康を支援することが必要です。また、障がいを持った人やひとり親家庭の母親など、社会的に不利な立場にある人々に対する支援や、社会福祉の充実を図る施策も重要課題の1つです。

高齢化社会における社会環境の整備としては、高齢期の生活期間の長期化やライフスタイルが変化していることから、高齢者自らが積極的に社会活動に参加できるように、社会参加の場や社会活動の機会をより一層拡大するとともに、高齢者のコミュニティ活動を促進するなど、高齢者の生きがいづくりが必要です。また、介護ニーズが増加する中で、特に女性の家庭内負担増にならないよう、介護を社会的に支援することが必要であり、家庭や地域社会等に対し、高齢者の介護に対する正しい理解を深めるための啓発や介護サービスの情報提供が必要です。

障がい等のある人には、男女を問わず、住み慣れた地域の中で安心して生活し、その能力や意欲を發揮しながら社会参加できるようにするために、多様なサービスの提供、相談・支援体制の整備の充実が求められています。

長寿介護課においては、成年後見人を希望する家族などに助言・指導等を行う、5圏域に設置している地域包括支援センターの質の向上および体制を強化します。また、要介護者にならないため、自立した日常生活が営めるような教室や、家族を介護する者が要介護者を適切に介護できるよう、また低栄養状態を防止し、バランスのある食生活を行えるような、知識・技術の習得等の教室を開催します。加えて、要介護等認定者および認知症高齢者、高齢者虐待等の高齢者に係る課題に対し、地域包括ケア会議、および高齢者虐待防止ネットワーク協議会等の十分な活用を図り、高齢者の自立を支援します。65歳以上の健康な方を始め、中高年の世代を対象に介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修を実施するなど、地域活動における組織の育成・支援に努めます。

社会福祉課では、障がいのある方が、生きがいをもって自立した生活ができるように支援するために、障がいのある方やその家族などからの、日常生活上の相談から雇用（就労）に関する相談まで、きめ細かな支援に努めます。障害者日常生活用具給付事業および障害者住宅改造促進事業等の活用により、住環境整備を行います。また、障がい者の社会参加の促進を図るため、コミュニケーション支援や地域活動支援センターおよび心身障害等無料バスの利用を促進します。地域自立支援協議会の中で、鳴門市身体障害者連合会および鳴門市手をつなぐ育成会との連携を継続します。鳴

門市心身障害者福祉便覧の発行、および「広報なると」「福祉のしおり」の活用により情報提供を行います。ピアカウンセリングの活用を行うなど相談支援事業の拡充とともに、個別ケア会議の開催についても体制強化を図っていきます。

健康づくり課では、お元気サナルームで平常時間帯に利用できにくい方に、延長開設時間を月2回（第2火・第4金）実施していましたが、平成22年度からは、市民課の窓口延長にあわせて、第1土曜日の午前8時30分～午後12時30分に変更し、相談の充実を図ります。また、がんの死亡率を減少させることを目的に、市民に検診の重要性を周知し、予防およびがんの早期発見の推進を図ります。まず、乳がん検診・子宮がん検診では女性特有のがん検診推進事業により特定の年齢の方に無料クーポン券を配布し受診率向上を図ります。また、子宮がん検診対象者である30、35、40歳の対象者のうち希望する方にHPVウイルス検査、子宮頸がん予防のため、中学3年生に相当する年齢の女子を対象に、子宮頸がん予防ワクチン接種を実施します。母体保護施策としては、妊婦に対する思いやりや妊婦の健やかなマタニティライフのため、マタニティマークの普及啓発をします。

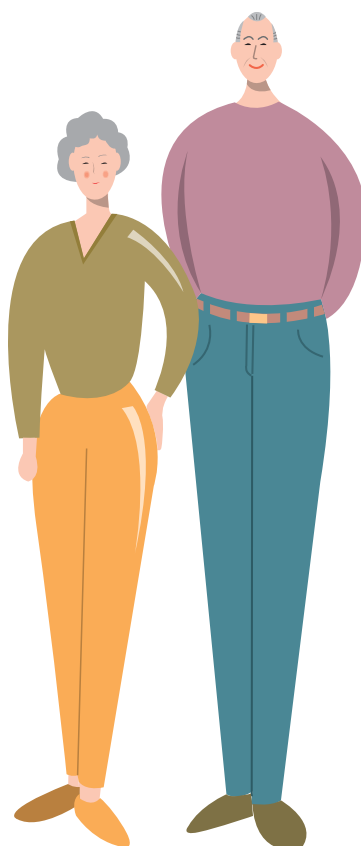
学校教育課では、学校教育活動全体を通して、いのちの尊さや性に対する正しい知識を育てます。

子どもいきいき課においては、児童扶養手当支給について、制度改正により父子家庭にも給付を開始するとともに、鳴門ファミリー・サポート・センターの案内、母子寡婦福祉連合会の行事参加を継続し、ひとり親家庭の支援を図っていきます。母子家庭高等技能訓練促進費については、母子家庭の母の経済的自立を図る資格取得のために、2年以上養成機関で就業する場合に促進費を支給する事業で利用数が格段に増加していますが、自立支援教育訓練給付金事業は、指定教育訓練講座等を受講する場合に利用できる事業で、利用が少ないために広報等での周知を図ります。母子家庭等の自立を図るために、母子自立支援員が相談者のニーズに合った情報提供や生活相談の助言に努めます。

今後も、個人の多様な生き方を支える福祉事業の充実のために、行政と市民が一体となった施策・対応を推進していきます。

①	<b>高齢者の生活支援と介護支援</b>	総務課
	心理的支援と相談および対策 生きがい対策 性と人権の尊重 老々介護家庭への支援介護役割・介護労働に対する男女共同参画の徹底 介護講座・介護相談業務の拡充 バリアフリーの徹底	市民生活安心課 市民課 文化交流推進課 健康づくり課 保険課 長寿介護課
②	<b>障がい者の生活応援と介護支援</b>	人権推進課
	就労訓練施設の充実と働く場の確保 性と人権の尊重 心理的支援と相談および対策 地域ネットワークの確立 障がい者支援のための講座や訓練機会の提供	社会福祉課 子どもいきいき課 教育総務課 学校教育課

	介護を担う者への支援 介護役割・介護労働に対する男女共同参画の徹底 バリアフリーの徹底	
③	<b>ひとり親家庭への支援</b>	
	ひとり親家庭への経済的自立支援 ひとり親家庭への心理的支援と意識改革	
④	<b>一生涯における男女の健康保障</b>	
	リプロダクティブライツ／ヘルスの推進と徹底 健診・検査・治療体制の確立と支援 心とからだの健康相談体制の確立と支援 リプロダクティブライツ／ヘルスに関する保健・医療・福祉・教育関係者への研修の推進	



# 鳴門パートナーシッププラン

## Ⅱ セカンド ステージ

# 第三章

**「男女が互いを思いやり**

**あんしんして暮らせる なんと」**

# DV防止基本計画

ドメスティック・バイオレンス



## 鳴門パートナーシッププランⅡステージ第3章

### DV防止基本計画策定にあたって

我が国においては、第二次世界大戦後制定された新憲法に、「法の下での平等」、「家族制度における個人の尊厳と両性の本質的平等」が謳われたことにより、女性参政権の完全実施、労働基準法の制定など、法制度環境の整備が大きく進捗しました。

1999年の男女共同参画社会基本法の制定など、あらゆる分野における男女平等の実現に向けた制度整備が行われてきましたが、今なお、男女が等しく人権を尊重される社会の実現には至っておりません。

とりわけ私的な領域についての取り組みは立ち後れており、配偶者等からの暴力（以下、DVと表記）が、生命や身体の危険にかかわる犯罪行為を含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済は十分に行われてきませんでした。また、DV被害者は多くが女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を著しく脅かすものであり、男女平等社会実現の妨げとなっています。

経済状況の激変や、地縁血縁ネットワークが希薄になった現在において、男女ともに状況の変化に応じた多様な生き方を包摂する社会の構築が急がれるなかで、家族や人間関係のあり方も模索されています。

そのような変化の中、2001年に『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、DV防止法と表記）』が制定施行され、暴力を受ける側の目線に立った、家族内や男女間の暴力や人権侵害の禁止、すなわち具体的な男女平等に向けて、社会全体が大きく舵を切りました。

DVについて認知が浸透する一方で、男女間や世代間、また家族像の多様さから意識格差が拡がり、その結果、重篤なDV事件が多発するようになり、DV防止法は改正の度に強化されています。そうしたなかで、2007年の改正DV防止法では、市町村のDV被害者の救済・支援体制の強化が謳われました。

本市でも、平成13年度より展開して来た女性相談事業において、DV被害者からの相談が激増しており、平成21年度は開始時の10倍を上回りました。DV被害者支援は、もはや「担当者による懸命な支援」の域をはるかに超えた「全庁的な行政支援」が必要であると考え、2010年（平成22年）4月、四国の市町村で初めての、DV防止法第3条第2項に基づく「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たす「鳴門市女性支援センター『ばぁとなー』」を開設いたしました。

本来、DV被害者支援は、市町村による支援が最適であると考えます。なぜなら、住民の生活に一番密着した市町村こそがいち早くDVの早期発見と被害者救済を出来る機関であり、その後の支援（住民票の移動や閲覧制限・離婚・子どもの転校・母子寮措置・児童扶養手当・国民保険等の手続き・生活保護の実施等）も市町村で行えるからで



す。心身ともに傷付いたDV被害者にとっては、窓口のたらい回しにされない「ワンストップ支援」が必要であると、DV防止法にも明記されています。

『ぱぁとなー』は、配偶者暴力相談支援センターのトップランナーとして「DV被害者のところに寄り添うワンストップ支援」を遂行するため、鳴門パートナーシッププランⅡステージにおいて、DV防止基本計画による具体的施策を図ることといたしました。

今後『ぱぁとなー』は、本計画に沿った、更に高度化・成熟化したDV被害者支援を目指します。

結 サランちゃん



結サランちゃんは、鳴門市女性支援センター『ぱぁとなー』のシンボルマークです。

# 1. DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？

DVとは、配偶者や恋人など、親密な関係のなかで起きる暴力を指します。DVは、決して特別なものではなく、徳島県の実態調査では6人に1人が身体的暴力を、2人に1人が精神的暴力を受けています。「殴る・蹴る」など、身体的な暴力以外にも様々な形の暴力があり、強迫したり価値を下げる暴言などの精神的暴力も、被害者を深く傷つけます。

性差別や暴力が許されてきたこれまでの社会から、お互いが対等なパートナーとなる、新しい関係を作る方向に、社会全体が大きく舵を切った今、DVは当事者だけの問題でなく、社会全体の問題であるといえます。

例えどんな理由があろうとも、暴力を受けていい人はひとりもいません。DVは、相手を支配してコントロールする「人権侵害」や「犯罪」であり、加害者の側の問題です。

## ①DVはなぜ起きるのか、その背景は？

### ◆ 女性への暴力がなくなる社会

DVは命にかかわる重大な問題ですが、女性への暴力は身近な家族のなかだけの問題ではありません。国家間の戦争や紛争では、現在も戦地でのレイプが問題となり、人身売買やポルノなど、女性の性が搾取される状況は変わっていません。性暴力の被害者は圧倒的に女性が多く、女性が対等な人間として尊重される社会はまだ作られていません。最も身近な家族のなかの女性の地位も、社会全体の問題ととらえる必要があります。

### ◆ 性差別や性別役割を当然とする家族

女性が男性を支え、男性が家族を統率するイメージの家族は、社会の大きな経済変動のなかで行き詰まっています。対等なパートナーシップを持ち、お互いがお互いを尊重する家族の新しい関係のあり方が求められていますが、多様な生き方のモデルはまだ見あたりません。まず人権侵害を受けていた側の声を十分に受け止めて、そうではない関係を模索するところから、今後は新しい家族像が生み出されていくでしょう。

### ◆ 男性問題としてのDV加害の問題

性別役割には、生活身の世話だけでなく、男性の感情についても女性がケアすべきという考え方があります。性別役割意識の強い男性は、女性から適切なケアが提供されない時に容易に被害感情を抱き、自分の男性性が否定された思いから、感情的になることが知られています。ストレス耐性を高め、自らの感情を適切に表現できるよう、男性自身のコミュニケーション能力が必要とされているのです。

## ②DVは殴る蹴る等の身体的暴力だけではありません！

### DVの種類

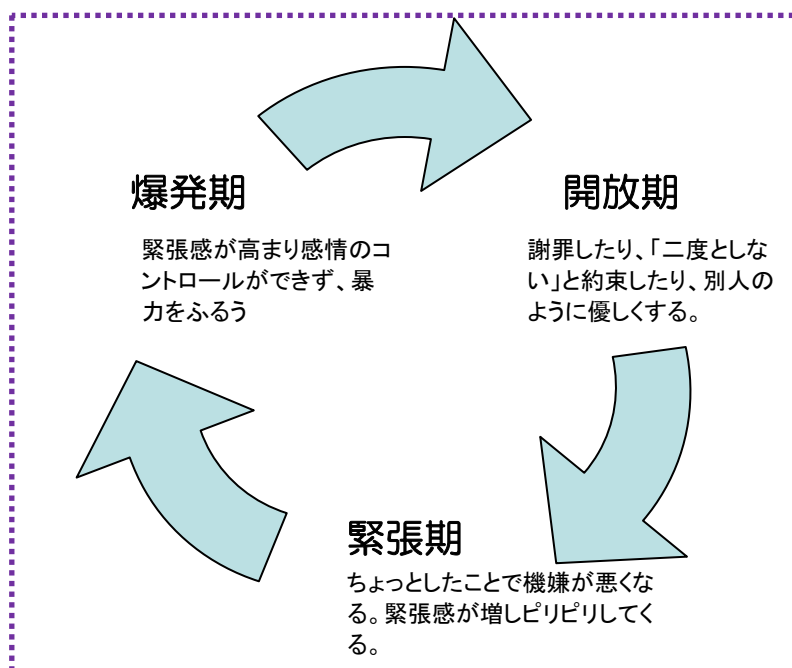
身体的暴力	殴る・蹴る・つねる・突き飛ばす・髪の毛をつかんで振り回す・物を投げる・たばこの火を押しつける・首を絞める・刃物を突きつける・・・など
性的暴力	望まないセックスを強要する・避妊に協力しない・妊娠中絶を強要する・見たくないポルノを見せる・・・など
心理的暴力	大声で怒鳴りつける・おとしめるようなことを言う・無視する・大事にしている物を壊す・ペットをいじめる・「殺す」「死んでやる」などと脅す・・・
経済的暴力	生活費を入れない・用途を細かくチェックする・働かない・仕事に行かせない・「誰に食わせてもらっているんだ」と言う・借金をさせる・・・など
社会的暴力	実家の親や友人とつき合わせない・メールや携帯電話の履歴をチェックする・郵便物をチェックする・外出を妨害する・・・など
子どもを巻き込んだ暴力	子どもの前で暴力をふるう・子どもに妻(夫)に暴力をふるわせる・「子どもを取り上げる」と脅す・子どもを危険なめにあわせる・・・など

### DVのサイクル

加害者は、いつも暴力をふるっているわけではありません。暴力には一定のサイクルが見られる場合が多くあります。

暴力をふるった後、態度を急変させ、優しく「もう2度としない」と誓ったり、泣きながら謝ったりします。被害者は、その「優しい時の加害者」を本当の姿だと信じて「この人には私が必要だ」と自分に言い聞かせたり「今度こそ」といった期待で、それまでの関係を続けていきます。しかし、この期間は長く続かず、緊張・爆発（暴力）の起こる期間がしだいに短くなったり、エスカレートして行く場合もあります。

## 【暴力のサイクルの図】



\*全てのケースにこのサイクルが当てはまるわけではありません。

## ③DVが及ぼす被害者や子どもへの影響

暴力を受け続けると、さまざまな影響が出てきます。

**身体症状** 不眠・食欲不振・胃腸障害・摂食障害・頭痛・吐き気・動悸・パニック発作・しびれ・耳鳴り など

**精神的障害** うつ症状・無気力・絶望感・罪悪感・人間不信・自己評価の低下  
孤独感・自殺願望・アルコールや薬物に頼る中毒症状

DVは被害者だけでなく、目撃した子どもにも大きな被害を与えることから、2003年の改正児童虐待防止法では「DVの目撃は児童虐待である」と明記されています。

## ④なぜ逃れるのが難しいのか？

DVにはサイクルがあると言われています。暴力に向けて緊張が高まり、爆発が起きると、その後には加害者が下手に出て、謝ったり反省したりする時期があります。暴力を受け続ければ、被害者は逃げる決心ができますが、このサイクルによって逃げられなくなるのが知られています。緊張と緩和を繰り返し、心理的に操作されることで、関係のなかに閉じこめられることは、いじめや洗脳などでも使われる支配の一手法です。

加害者は、自分の行為を否認したり、過小評価することが多いと言われています。また、責任転嫁して暴力の理由を被害者の責任とするため、被害者は「自分にも悪いところがあった」と思い込まされていきます。被害者が、加害者の望む通り振る舞うよう長く努力を重ねて、緊張した生活のストレスから、心身に不調をきたしていることもあります。他にもなぜ暴力を振るうパートナーと離れることが難しいのか、以下に挙げてみます。

- ・ 嫌がらせに対する恐怖
- ・ 失敗したと思いたくない
- ・ 生活の不安、金銭的な理由
- ・ 離婚に対しての抵抗感、拒否感
- ・ 親族や親など周囲への配慮
- ・ DVだと認めるのは悲しい
- ・ ひとりになるのは寂しい
- ・ 自分に欠陥があるように感じてしまう
- ・ 慣れ
- ・ 自分を責める気持ち
- ・ 治るのではないかという期待
- ・ 子どもにとって両親が必要
- ・ 私がいなければパートナーが駄目になる
- ・ 別れるなら死ぬと言われた
- ・ 自分が我慢すればすむ
- ・ まだ愛している

このように、さまざまな事情を抱えた状況から、加害者のもとを離れられない被害者が多いのです。



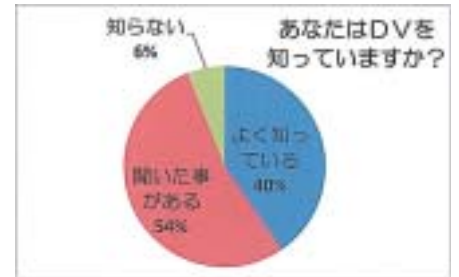
パープルリボンは女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークです。

## 2. 市民意識調査

調査対象者	596人	H21年度男女共同参画リーダー養成講座 // 男女共生セミナー 『ぱあとなー』開設記念フォーラム・講演 H22年度人権セミナー // 男女共同参画セミナー
参加者		

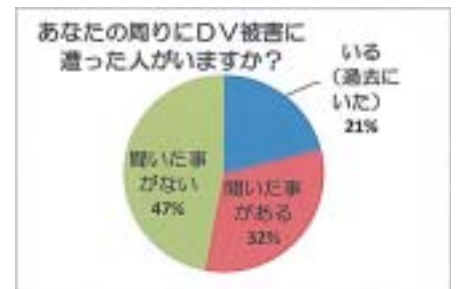
※あなたはDVを知っていますか？

- ①よく知っている 40%
- ②聞いたことがある 53%
- ③知らない 6%



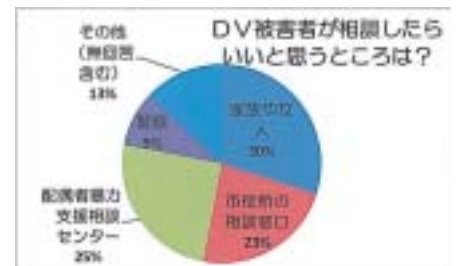
※あなたの周り(家族・友人等)にDV被害に遭った人がいますか？

- ①いる(過去にいた) 21%
- ②聞いたことがある 32%
- ③聞いたことがない 47%



※DV被害者が相談したらいいと思うところは？

- ①家族や友人 30%
- ②市役所の相談窓口 23%
- ③配偶者暴力相談支援センター 25%
- ④警察 9%
- ⑤その他(無回答含む) 13%



※市役所がDV被害者を救済支援する必要があると思いますか？

- ①必要 92%
- ②不必要 0%
- ③わからない 6%
- ④回答なし 2%



※市役所がDVおよび児童虐待の支援を行う

必要があると思いますか？

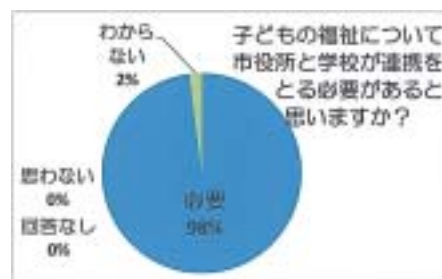
- ①必要 96%
- ②不必要 0%
- ③わからない 4%
- ④回答なし 0%



※子どもの福祉について市役所と学校が連携をとる必要があると思いますか？

必要があると思いますか？

- ①必要 98%
- ②思わない 0%
- ③わからない 2%
- ④回答なし 0%



意識調査の結果、DVについてよく知っている人と、聞いたことがある人で93%と、DVについての認知が進んでいることが解ります。その一方で、周辺の人にはDVはないと答えた人が約半数いることから、DV発生件数の割にその事実が周囲に知られていないという、家庭内に潜在してしまうDVの特徴を表しています。これまで、DVは家族のなかの問題と考えられ、被害者が周囲に訴えても「殴られる側にも責任がある」「夫婦で話し合うべき」「では、別れたらいい」など、被害者がさらに追い詰められる言葉が返されることの多い問題でした。

しかし、2001年の法整備や制度整備によって、初めてDVが社会全体の問題であると認識され、その後、市民の意識も少しずつ変化してきています。

DVの発生時には、「警察や配偶者暴力相談支援センター等専門機関に相談した方がいい。」とか「DV支援を市役所が行う方がいい。」との回答が多く、DVは夫婦間や家庭内で解決できない問題との認識が広がっていることから、行政機関による支援の必要性が見てとれます。



### 3. 鳴門市女性支援センター『ぱぁとなー』相談状況

#### 相談延べ件数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
73	117	106	90	100	134	134	134	148

#### DV相談延べ件数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
47	93	73	53	61	74	82	102	100

#### 裁判所等の関係機関への同行支援

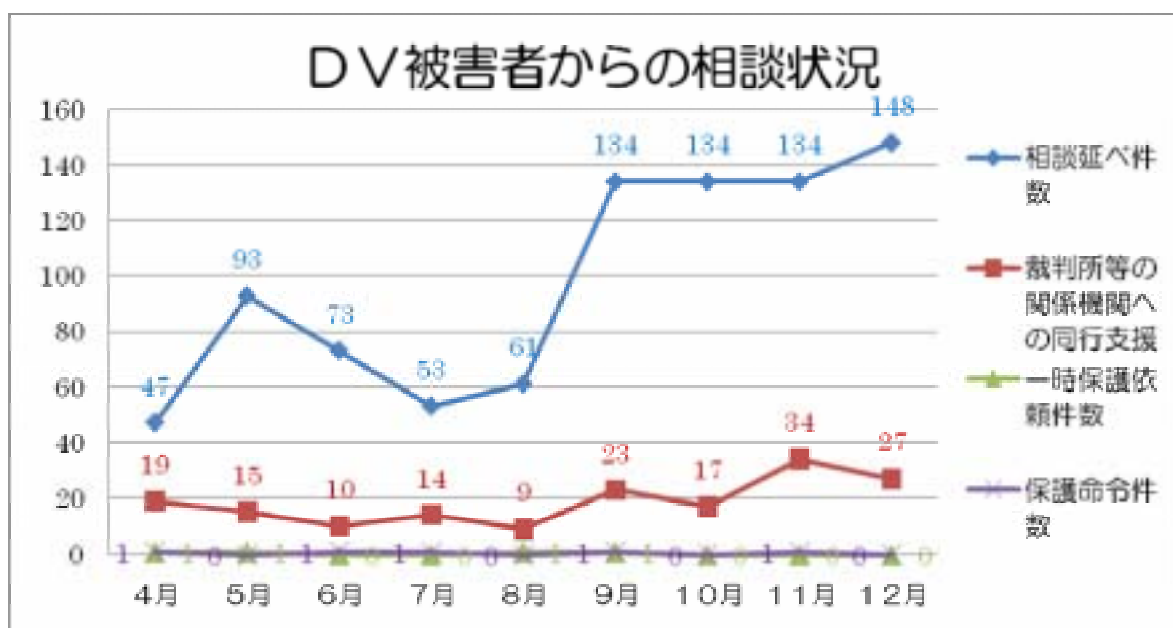
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
19	15	10	14	9	23	17	34	27

#### 一時保護依頼件数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	1	0	0	1	1	0	0	0

#### DV防止法第14条2項に基づく書面回答（保護命令）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	0	1	1	0	1	0	1	0

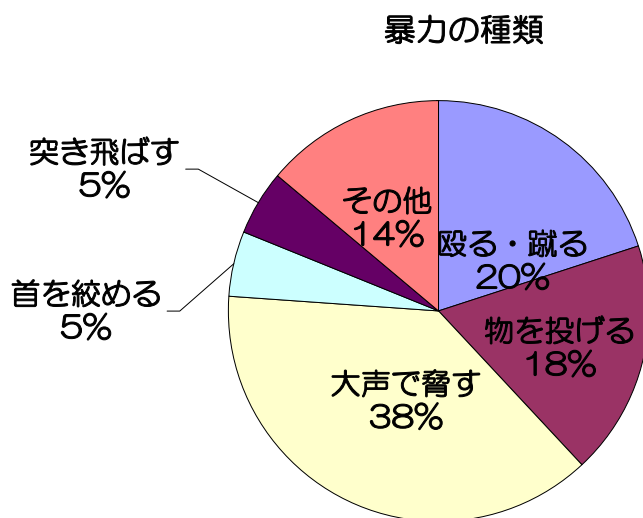




## 被害者状況

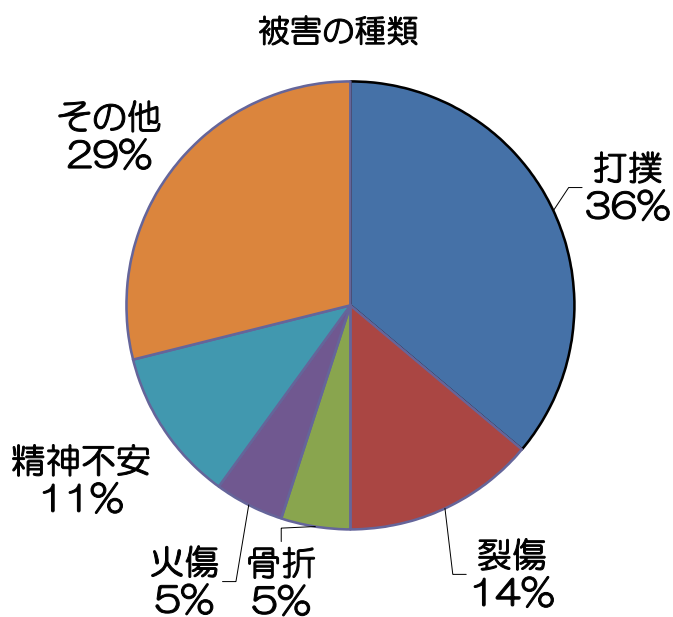
DV被害者が、パートナーから受けた暴力は以下のとおりです。殴る・蹴るにとどまらず、刃物等の凶器を持って脅したり、骨折・裂傷といった大怪我を負うひどい暴力もあります。また、大声で怒鳴ったり物を投げて脅すことは、直接的な暴力がなくても、被害者にとっては脅威であり、精神不安やうつ病を発症する原因になります。

## 暴力の種類



## 被害の種類

- ・ 殴る蹴るによつての打撲
- ・ 物をぶつけられての打撲
- ・ 殴る蹴るによつての裂傷
- ・ はさみで斬りつけられた裂傷
- ・ 殴る蹴るによつての骨折
- ・ 煙草を押しつけられた火傷
- ・ 暴力によりうつ病を発症
- ・ 暴力に耐えきれず自殺未遂
- ・ その他
  - ・ ストレスから摂食障害
  - ・ 食欲不振
  - ・ 睡眠障害 性被害



## 4. 具体的施策の推進

### 基本目標

男女が互いを思いやり

あんしんして暮らせる なる

#### (1) 暴力を許さない社会づくりの推進

配偶者等からの暴力は、家の中など人目のつかない場所で発生し、身体的暴力だけではなく、精神的暴力・経済的暴力・性的暴力など重複して振るわれている深刻な場合が多いことが特徴です。また、依然として夫婦げんかの延長と捉える社会の認識があり、被害が表面化せず潜在化する傾向にあります。

また、交際相手から被害を受けたと答えた若年層の被害、いわゆる「デートDV」も増加していることが、内閣府による「男女間における暴力に関する調査」で明らかになり、DVの若年化も懸念材料となっています。

配偶者や恋人等に対し暴力を振るうことが、犯罪となる行為を含む人権侵害であるとの認識や、暴力被害の実態・被害者支援の仕組み等についての理解がまだ十分とは言えません。

また、子どものいる家庭においては、子どもに直接暴力が及ばなくても、配偶者等に対する暴力の目撃により、子どもへ心理的外傷を与える言動が児童虐待となり、周囲にも悪影響を及ぼすことについての警鐘も必要です。

DVをはじめ児童虐待・高齢者虐待などの人権侵害は、社会全体のひずみが根源にあるものです。次世代へと続いていく暴力の連鎖を断ち切り、誰もが安心して生き生きと暮らせる暴力のない社会の実現に向けた取組みを強化しなければなりません。

DVを防止するためには、たとえ配偶者や恋人という親密な間柄であっても、暴力は許されない行為であることを周知・啓発し、「男女が互いに人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない社会づくり」の推進が不可欠です。

①	意識変革のための施策の推進	総務課
	セミナー・講座の開催 人権文化祭による市全体への集中啓発	人事課 秘書政策課 企画広報課
②	慣習やしきたりの見直し	

	家庭における役割分業の見直しの啓発 自治会行事における性別分業見直しについて各自治会役員へ提案 各地区子ども会での男女平等意識の育成	市民生活安心課 文化交流推進課 人権推進課 社会福祉課 子どもいきいき課
③	学校での人権教育による予防啓発の推進	商工観光課
	保育・教育の場で人権侵害の防止教育と男女平等意識の育成 中高生を対象とするセクハラ・デートDVの防止啓発	教育総務課 学校教育課
④	各種メディアにおける人権尊重の推進	生涯学習人権課
	広報なるとの充実、テレビ広報による周知 パンフレット、リーフレットの作成配布	
⑤	特定事業者（市職員）の意識の向上	
	人権関係研修会を利用した意識啓発 市職員人権問題研究会、職員組合による職員の意識啓発 各課窓口における2次的被害の防止と適切な対応の徹底	

## （２）安心して相談できる体制の確立

『ぱぁとなー』では、DVをはじめ女性が抱える様々な問題について対応しています。

DV防止法の浸透や、マスコミ報道によるDVの周知により「自分は、もしかしたらDV被害者ではないか。」と気付く被害者が増えてきました。また、DV防止啓発のための講演会終了後「私はやはりDV被害者でした。」と確信され「私はどうしたらパートナーと離婚できますか？」と積極的にこれからの人生の方向転換を設計される相談者もいます。しかし、多くの被害者が、繰り返し振るわれる暴力に毎日怯えながら、自らの生命の危険や子どもへの影響が著しくなって、やっと行動を起こせるようになるのも事実です。

『ぱぁとなー』には、近隣市町村より「地元役場にDV相談窓口がない。」との理由で来所する被害者もいます。また、被害者によっては、地元役場では知人に会うことを想定し相談に行けないのことで、わざわざ他市より来所したり、着の身着のまま、あるいはわずかな所持金や準備で、生命や身体の安全と安心を求めて相談窓口を訪れる人、一時保護を求めて遠隔地より来所する相談者もいます。

『ぱぁとなー』では、現在も相談者の国籍や居住地を問うことなく、相談に応じていますが、今後は近隣市町村との支援の連携を図ることで、さらに支援範囲を拡大していきます。

配偶者等から身体的暴力をはじめ精神的暴力、性的暴力など様々な暴力の中にいたDV被害者は、身体の傷は癒えても、心の傷を癒やすことは容易なことではありません。こうした外から見えにくい、非常に深刻な問題を、相談員は、DV被害者に寄り添いな

から数々の問題を解きほぐし、被害から回復できるよう支援しています。『ぱぁとなー』では、性別・年齢・国籍・居住地など被害者のおかれた状況や立場を十分に理解した上で、それぞれの事情に応じた的確な情報の提供と支援をコーディネートしています。

そうした情報提供や支援策が、被害者の意向や自立後の生き方に大きく影響することもあるため、相談員の資質向上は重要です。

また、各関係窓口との緊密な連携をはかることにより、心身共に傷付いた被害者を窓口のたらい回しをさせない『ワンストップ支援』を確立し、2次被害の防止に努めます。

①	鳴門市女性支援センター『ぱぁとなー』の業務拡充	総務課
	相談マニュアルの作成 外国人・障がい者・高齢者への配慮 加害者更正プログラムの研究	秘書政策課 市民生活安心課 市民課 文化交流推進課
②	ワンストップ支援の遂行	健康づくり課
	相談に対する総合調整機能の整備 窓口たらい回し防止策の確立	保険課 長寿介護課 人権推進課
③	相談者のところに寄り添える専門相談員の養成	社会福祉課
	専門相談員の資質向上のための研修やセミナー受講 専門相談員のためのメンタルヘルスケアの実施 定期的なケース検討会議やスーパーヴィジョンの実施	子どもいきいき課 まちづくり課 商工観光課 農林水産課
④	他課窓口業務者との協力体制による早期発見	学校教育課
	鳴門男女性行動計画ワーキンググループ委員に対する本務上でのスクリーニング(DV被害者発見と通報)の協力体制作り	生涯学習人権課 選挙管理委員会事務局

### (3) 被害者の保護と救済支援体制の強化

配偶者等からの暴力被害を、深刻化する前のできるだけ早い段階で発見するためには、被害者の身近な人々や一般からの通報・支援が必要です。配偶者等からの暴力は、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害者自身が相談した時は切迫した状況であることも少なくないため、被害者の早期発見とともに安全の確保に取り組みます。

DVの早期発見のために、日頃から子どもと直接接し、DV家庭にある子どもを発見しやすい立場にある教職員がDVを理解し、適切に対応してもらうことが重要となります。保育所や幼稚園も子どもの態度や言動等を通じ、DV被害の発見につながる場合や、また子どもの不登校についての相談からDV被害が見えてくることもあります。そのため、平成23年度より、『ぱぁとなー』に家庭児童相談員を2名配置し、学校や幼稚園、保

育園などと連携を強化します。医療関係者や民生委員児童委員などの福祉関係者も暴力被害を発見しやすい立場にあるため、積極的役割を期待し緊密な連絡を図りながら、連携を強めていきます。

DV被害者が救済を求めて『ぱぁとなー』に来所された場合、被害者の国籍や居住地を問うことなく緊急的一時避難が必要な被害者については、公的一時保護機関や民間シェルター等に一時保護を依頼することで、被害者の当面の安全を確保しています。また、保護命令申立等による安全確保についても情報提供を行っています。被害者が加害者と暮らした家を出て別の場所で生活をする場合は、加害者からの追跡を回避するために、住民基本台帳法に基づく住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行や住民基本台帳の閲覧について、加害者からの交付請求を制限するための意見書も発行しています。

DV被害者が、不安や揺れ動く心に立ち向かい、再びDVに遭うことのないよう、傷付いた心を癒やし、被害から回復し、経済的基盤の建て直しを行うまでには、かなりの時間と様々な支援が必要です。

①	緊急時の安全確保	総務課
	警察・関連機関への通報および同行支援	市民生活安心課
②	安全な一時避難場所の提供	市民課
	県子ども女性相談センターへの一時保護依頼と輸送	文化交流推進課 健康づくり課
③	民間シェルターとの連携体制の強化	保険課
	「エンゼルランプ」他民間シェルターへの一時保護依頼と輸送	長寿介護課
④	医療機関等への協力依頼	人権推進課
	被害者の治療と診断書発行依頼時の配慮 警察、児童相談所への連絡調整の協力	社会福祉課 子どもいきいき課
⑤	同伴家族等の安全確保	教育総務課
	被害者同伴家族の県子ども女性相談センターへの一時保護依頼と輸送 被害者同伴家族の民間シェルターへの一時保護依頼と輸送	学校教育課
⑥	保護命令制度の情報提供と補助	
	被害者の治療と診断書発行依頼時の配慮 警察、児童相談所への連絡調整の協力	
⑦	子どもいきいき課を通じた子どもの学校への情報提供と連携	
	被害者同伴家族の県子ども女性相談センターへの一時保護依頼と輸送 被害者同伴家族の民間シェルターへの一時保護依頼と輸送	
⑧	長寿介護課を通じた地域包括センターへの連携	

#### (4) 被害者の自立までをサポートする体制づくり

被害者の自立支援については、DV防止法で生活保護法・児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、『ばあとなー』においても、アセスメントによる査定から自立まで、様々な支援策を行っています。

DV被害者にとって、加害者から追及されることの不安と恐怖は大きく、安全や安心の確保もなかなか難しい状況にあります。これらDV被害者が抱える問題解決について考えるための必要な時間と支援の方法は、人によってそれぞれ異なります。それぞれの人のペースに合った、それぞれの人が必要とする支援を適切に提供するためには、相談員が個々の状況を十分理解し、相談者のこころに寄り添いながら進めていくことが重要です。

DV被害者の生活再建を進める過程で、加害者から追及される危険性から、住民票を移せないケースが多く、またDV被害者が配偶者の被扶養者になっている場合には、配偶者が加入している企業・団体の医療保険から別の医療保険に加入することや、子ども手当の受給者変更も容易ではありません。DV被害者の生活再建を円滑に進めるためには、企業・団体に対しても、DV問題についての正しい理解と認識を深めてもらう必要があります。被害者が自立して生活しようとする場合、住宅や経済的基盤の確保、子どもの学校や保育所などの手続き、離婚にかかわる法的解決の見通しを持つなど、いくつもの課題を解決していく必要があります。被害者の立場に立ったきめ細やかで継続した自立支援を行うことが必要です。

また、DV被害者と一緒に暮らしてきた子どもも、心に深い傷を負っています。そこで、第二の被害者である子どもたちへの支援も非常に重要となってきます。子どもいきいき課や教育委員会、学校現場との連携は不可欠です。

①	被害者に応じた支援プログラムの遂行	市民生活安心課
	関連各課による個別ケース検討会議による支援方法の検討 関係機関との連携強化を図り、チームによる支援を遂行	市民課 健康づくり課
②	被害者への経済的自立に向けた就業支援	保険課
	子どもいきいき課母子自立支援員との連携による就業支援 ハローワーク、勤労者福祉ネットワークへの支援依頼	長寿介護課 人権推進課
③	住居の確保に向けた支援	社会福祉課
	市営住宅のDV被害者とその家族の優先入居措置	子どもいきいき課 まちづくり課
④	各種社会福祉支援制度の情報提供と手続き支援	商工観光課
	母子手当、母子奨学金、各種貸付、年金、医療保険等の制度 の情報提供と手続き支援 経済的支援制度、生活保護制度の情報提供	学校教育課

⑤	同伴家族（子ども・親）に対する支援	生涯学習人権課 選挙管理委員会事務局
	子どもの転校時による学校・幼稚園・保育園との連携支援 被害児童・生徒の安全配慮と福祉についての連携支援 被害児童・生徒の心のケア支援依頼 包括センターとの連携による高齢の同伴家族の安全と福祉を守る支援	
⑥	個人情報保護に関する支援措置	
	住民基本台帳および選挙人名簿等の一部の閲覧制限 住民票の写し等の交付制限などの支援措置	
⑦	被害者の精神的ケアによる回復の支援	
	「女性のためのカウンセリング」事業の拡充 専門相談員による継続した傾聴と助言、励まし 自立支援ハンドブックの作成	

#### （５）DVを地域からなくす環境整備

被害者とその子どもが、地域で自立し、安全に心穏やかに生活していくためには、一つの機関による支援ではなく、関係機関や市の各制度を所管する部局が密接に連携していくことが必要です。そのため、『鳴門市パートナーシップDV対策会議』によるDV被害者支援ネットワークを設置し、多様な機能を持った関係機関・団体と連携して、それぞれのモニタリングによる役割を活かした支援のネットワーク強化に努めます。

さらに、被害者が新しい生活を新しい土地で始める場合には、地域でより良い人間関係をつくるなどの環境づくりの支援も必要です。地域の民生児童委員や自治振興会の協力・支援を呼びかけます。また、独自のネットワークを持って被害者支援に取り組んでいる民間の支援団体に対して、積極的な連携と協力を行っていきます。暴力の被害者・加害者を、次世代も含めこれ以上生み出さない取組みを地域から推進します。

本市では、平成23年度より藍住町と協力し、双方における被害者の救済に対し、連携した支援をしていくことを確認しています。近隣の市町村と連携し広域化を図ることは、被害者の支援範囲が拡大し、より多くの被害者を救済できるため、近隣市町村とのDV支援の連携は重要です。今後は、徳島県北部からDVをなくす環境整備を推進していきます。

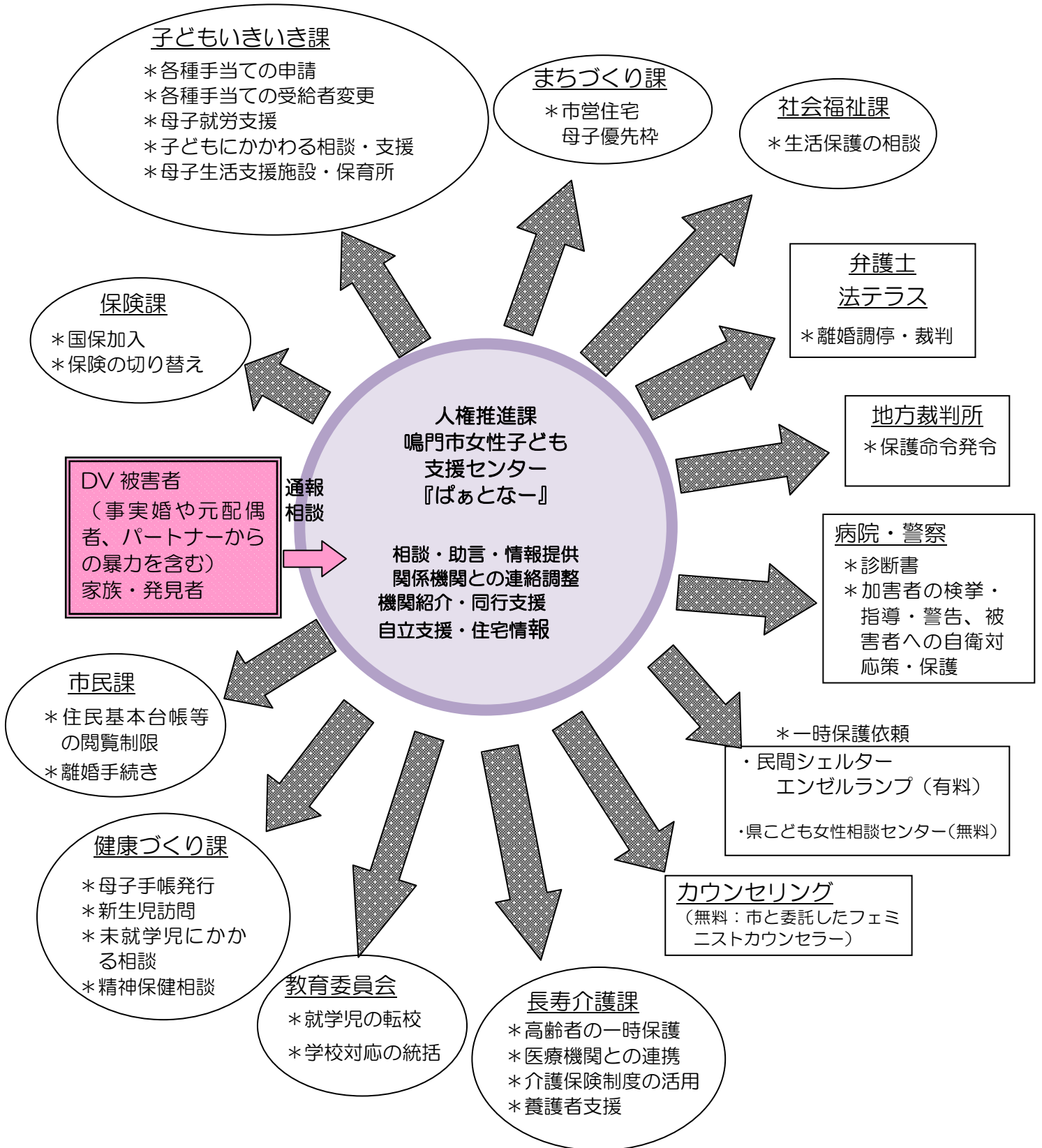
①	男性の意識変革の促進	総務課
	自治振興会役員対象の学習会 男性が参加しやすい講座の開催 男性学講座・パートナーシップ講座などの啓発講座 非暴力のためのコミュニケーション講座など	人事課 市民生活安心課 市民課 文化交流推進課

②	自治会等への協力依頼と意識啓発 民生委員児童委員への啓発と連携	健康づくり課 保険課
③	DV被害者支援の広域化推進 近隣市町村の被害者受入れの周知 他市町村との連携	長寿介護課 人権推進課 社会福祉課
④	DV被害者支援ネットワークの設置 DV被害者を支援に関わる庁内関係部署のネットワーク化 民間のDV被害者支援団体、NPO活動団体との連携による支援体制の整備	子どもいきいき課 まちづくり課 商工観光課 農林水産課
⑤	職務関係者の資質向上への取組 鳴門市男女行動計画ワーキンググループ委員会による意見交換の取組 市職員への研修による意識啓発	学校教育課 生涯学習人権課 選挙管理委員会事務局
⑥	自助グループの活動支援 DVサバイバーの交流場所『ばぁとなー』の提供 グリーンワーク、ピア・カウンセリングの開催 自助グループ活動支援	
⑦	学校におけるデートDV防止の啓発 小・中・高校生向けのデートDV防止啓発リーフレット作り 学校教諭、養護教諭への啓発	
⑧	DV防止を市民全体に広げる取り組み 婚姻届時に配る「幸せなパートナーシップ」パンフレット作り	





# DV被害者救済フローチャート



## 4. 『鳴門パートナーシップDV対策会議』の設置

### 鳴門パートナーシップDV対策会議設置要綱

#### (設置)

**第1条** 配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定するものをいう。）等いわゆるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）を受けた被害者（以下「被害者」という。）の早期発見、被害者の救済および支援体制の整備、DVに関する施策全般について推進し協議するため、鳴門パートナーシップDV対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

**第2条** 対策会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 鳴門パートナーシッププランⅡステージ「基本理念3 男女があんしんして暮らせる なる」とによるDV防止基本計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 関係団体、関係行政機関及び関係課など関係機関との情報交換に関すること。
- (3) その他計画に関連するDV施策の推進に関すること。

#### (組織)

**第3条** 対策会議は、委員15名以内をもって組織する。

2 対策会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係課における次に掲げる職員
  - ① 文書等の収受および文書管理に従事する職員
  - ② 地縁団体に関する事務に従事する職員
  - ③ 住民基本台帳に関する事務に従事する職員
  - ④ 健康づくりに関する企画および調整に従事する保健師
  - ⑤ 国民健康保険の賦課収納および給付に関する事務に従事する職員
  - ⑥ 高齢化対策の企画、調整に関する事務に従事する職員
  - ⑦ 女性子ども支援センター業務に関する事務に従事する職員
  - ⑧ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める援護の措置に関する事務に

従事する職員

- ⑨ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める援護および育成の措置その他児童福祉に関する事務に従事する職員
  - ⑩ 公営住宅の管理に関する事務に従事する職員
- (5) その他市長が必要と認める者

### （任 期）

**第4条** 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任を妨げない。
- 3 任期の途中に前条第2項第2号の委員がその職を失ったとき又は同項第3号若しくは第4号の委員が人事異動等により異動が生じたときは、委員の委嘱を解くものとする。

### （会長及び副会長）

**第5条** 対策会議に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総括し、対策会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

### （会 議）

**第6条** 対策会議の会議は、必要に応じて会長が招集し開催する。

### （DV対策会議庁内連絡委員会）

**第7条** 対策会議の所掌事項について、調査及び協議するため、対策会議にDV対策会議庁内連絡委員会（以下「連絡会」という。）を置くことができる。

- 2 連絡会は、第3条第2項第4号に規定する委員で構成し、連絡会委員長（以下「委員長」という。）1名及び連絡会副委員長（以下「副委員長」という。）1名を置くことができる。
- 3 委員長及び副委員長は、会長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総括し、連絡会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 連絡会の会議は、必要に応じて委員長が招集し開催する。
- 7 委員長は、連絡会に関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

### （事務局）

第8条 対策会議の事務局は、人権推進課内に置く。

### （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

## 保護命令とは？

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含みます。）に対し発する命令です。

### 被害者への 接近禁止命令

被害者へのつきまといや被害者の住居、勤務先等の近くをはいかいする事を禁止する。期間は6ヶ月間

### 被害者の子又は親族等 への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等の身辺をつきまったり、子又は親族等の住居、勤務先の付近をはいかいすることを禁止する。期間は6ヶ月間

### 電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実行性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止する  
期間は6ヶ月間

### 退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去する事を命じる。  
期間は2ヶ月間

「STOP THE 暴力」内閣府 男女共同参画局より

# 鳴門パートナーシッププラン

## Ⅱ セカンド ステージ

# 第 四 章

# 資料編



## 男女共同参画関連用語集

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。男女共同参画社会基本法男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、ならびに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

### 男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。昭和60(1985)年に制定されました。この法律は、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者は母性を尊重されつつ働くことができるという基本理念を掲げています。平成9(1997)年の改正によって、募集・採用、配置・昇進等における女性差別の禁止やセクシュアル・ハラスメントの防止についての事業主の雇用管理上の配慮義務が規定されました。また、同年、「労働基準法」も改正され、女性の時間外・休日労働、深夜業等の就業規制が解消されました。また、平成18年(2006)年の改正では、男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止や、男性に対するセクシュアル・ハラスメントについても対象にするなどの改正が行われ、事業主のセクシュアル・ハラスメント対策が「配慮義務」から「義務」となりました。

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。平成13(2001)年に制定されました。この法律は、配偶者等からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。平成16(2004)年には、被害者の保護強化を図ることなどを目的に、配偶者等からの暴力定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援等について改正されました。平成19年

(2007)年の改正では、市町村による配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となり、保護命令制度もさらに拡充されました。

### 育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。この法律は、高齢化の進展や家族形態の多様化などから、介護休業制度整備の必要性の高まりを受けて、平成7(1995)年に「育児休業法」を改定し制定したものです。平成15(2003)年の改正では、仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、育児・介護休業の取得等を理由とする解雇の禁止に加えて、その他の不利な取扱いの禁止も規定されました。

### 男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの間を「男女共同参画週間」としています。この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。固定的性別役割分担男性、女性という性別を理由として異なる役割が不えられ、その役割の遂行を期待する考え方。性別役割分担は、長期的には解消される方向にあるものの、依然として根強く残っています。

### エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、あらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいいます。

### ジェンダー(社会的性別)

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー(gender)」(社会的性別)という。「ジェンダー」は、国際的に使われている用語で、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではありません。

### ジェンダーエンパワーメント指数(GEM)

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDI(人間開発指数)が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を

活用する機会に焦点を当てています。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出しています。

### **セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）**

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成 16 年 3 月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。

なお、「人事院規則 10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。

また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成 10 年労働省告示第 20 号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定しています。

### **積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**

個々の企業において、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から・営業職に女性はほとんど配置されていない・課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じているとき、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組のことで、ポジティブ・アクションは、単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するためのものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性は男性よりも能力を発揮しにくい環境におかれている場合に、こうした状況を「是正」するための取組です。

### **リプロダクティブ・ヘルス/ライツ**

「性と生殖に関する健康／権利」と訳されています。リプロダクティブ・ヘルスとは、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、安全で満足のいく性生活など、生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをいいます。また、リプロダクティブ・ライツとは、子どもを産むかどうか、いつ何人生むかについて選択できる自由を含むリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利です。平成 6（1994）年の国際人口・開発会議で提唱され、平成 7（1995）年の第 4 回世界女性会議でも重要課題として位置付けら



れており、今日では、女性の人権の重要な一つとして認識されています。

### **ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）**

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスをとりながら展開できる状態のことです。

### **ワンストップ・サービス**

各種行政手続の案内、受付、交付などのサービスを身近な窓口やパソコンで、1か所あるいは1回の手続で提供することをいいます。手続について、複数か所または複数回にわたって訪れることが必要なものについて、訪問箇所又は訪問回数の減少を進め、究極的には1か所又は1回で、関連する各種行政サービスを提供することにより、手続に係る負担の軽減、利便性の飛躍的向上を図ることを目的としています。

「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月男女共同参画会議意見）においても、「いつでも、どこでも、だれでも」チャレンジできるように、女性のチャレンジを支援するために関連情報等のネットワーク化を図り、ワンストップで支援情報の提供を行うことのできる環境整備が必要であると提言しています。

### **徳島県立男女共同参画交流センターフレアとくしま**

徳島県において、男女がともに個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すための拠点施設です。県民の交流・活動の拠点として、仕事と家庭の両立支援、女性の再チャレンジ、配偶者からの暴力（DV）防止など様々な課題をテーマにした講座や講演会の開催、市町村や県の実施する男女共同参画事業の情報はじめとする各種情報収集・提供、図書資料の閲覧・貸出など幅広い機能を持っています。

（出典：内閣府 男女共同参画局 男女共同参画関係用語集）

### **メディア・リテラシー**

情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のことです。

## M字カーブ問題

M字カーブとは、日本女性の年齢階級別の労働力率（労働力人口/15歳以上の人口）を折れ線グラフにとるとアルファベットの「M」の文字を描いていることを表している言葉で、年代によって大きく差が出ている点が特徴です。25～29歳と45～49歳の労働力率が高く「M」の2つの山となり、30～34歳が低く底を描きます。その主な背景は、女性が結婚、出産、子育ての期間に一時的働かなくなることにあります。保育施設の進んでいる北欧諸国などではこのような出産・育児期の落ち込みはみられず、台形のカーブを描きます。日本女性の場合でも、就業を希望する人と労働力人口を加えて算出した潜在的労働力率を見ると、M字のくぼみはほとんどなくなり、欧米の形状に近づきます。そのため、日本女性は、結婚、出産、子育ての期間においても就業希望はあるものの、実際は就業できない女性が多いという現実が現れていることをM字カーブ問題とされています。



## 鳴門市男女行動計画推進本部設置要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、鳴門市男女行動計画（以下「男女行動計画」という。）の効果的かつ総合的な推進を図るため設置する鳴門市男女行動計画推進本部（以下「推進本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

**第2条** 推進本部の所掌事項は、次に定めるとおりとする。

- (1) 男女行動計画の策定に関すること。
- (2) 男女行動計画の進捗状況の点検に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか推進本部の目的達成に必要な事項

### (組織)

**第3条** 推進本部は、市長、副市長及び別表第1の委員をもって組織する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

### (本部会)

**第4条** 本部会は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認める時は本部会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (調査研究委員会)

**第5条** 本部の機能を強化するために推進本部に調査研究委員会（以下「委員会」という。）を置き、男女行動計画に関する取組み事項等について検討し、男女行動計画案の作成その他必要となる関係各課の緊密な連絡調整等を図る。

- 2 委員会は、健康福祉部長、人権推進課長及び別表第2の委員をもって組織する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は健康福祉部長をもって充て、副委員長は人権推進課長をもって充てる。

### (ワーキンググループ)

**第6条** 委員会の機能を強化するため委員会にワーキンググループを置き、男女共同参画

の現状と課題について討議し、男女行動計画に関する報告書を作成する。

- 2 ワーキンググループは、人権推進課長及び別表第3の委員をもって組織する。
- 3 ワーキンググループに座長及び副座長を置く。
- 4 座長は、人権推進課長をもって充て、副座長は、座長の指名する者をもって充てる。
- 5 座長は、必要と認める場合は、別表第3に定める委員以外の者を委員として指名することができる。

#### (準用)

**第7条** 第3条第4項及び第5項並びに第4条の規定は、委員会及びワーキンググループについて準用する。この場合において「本部長」とあるのは「委員長」又は「座長」と、「副本部長」とあるのは「副委員長」又は「副座長」と、「本国会」とあるのは「委員会」又は「ワーキンググループ」と読み替えるものとする。

#### (庶務)

**第8条** 本国会の庶務は、健康福祉部人権推進課で行う。

#### (補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は座長が、それぞれ別に定めるものとする。

#### 別表第1 (第3条関係)

教育長	企業局長	政策監	企画総務部長	健康福祉部長	市民環境部長
経済建設部長	消防長	企業局次長	教育次長	議会事務局長	

#### 別表第2 (第5条関係)

総務課長	人事課長	秘書政策課長	企画広報課長	選挙管理委員会事務局長
市民生活安心課長	文化交流推進課長	環境政策課長	健康づくり課長	保険課長
長寿介護課長	社会福祉課長	子どもいきいき課長	商工観光課長	農林水産課長
教育総務課長	学校教育課長	生涯学習人権課長		

#### 別表第3 (第6条関係)

総務課副課長	人事課副課長	企画広報課副課長	選挙管理委員会事務局次長
市民生活安心課副課長	文化交流推進課副課長	環境政策課副課長	健康づくり課副課長
保険課副課長	長寿介護課副課長	人権推進課副課長	社会福祉課副課長
子どもいきいき課副課長	商工観光課副課長	農林水産課副課長	教育総務課副課長
学校教育課副課長	生涯学習人権課副課長		

# 男女共同参画社会基本法（原文）

（平成11年6月23日法律第78号）

最終改正：平成11年12月22日

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第12条）

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

## 第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

## 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

**(法制上の措置等)**

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**(年次報告等)**

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## **第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

### **(男女共同参画基本計画)**

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### **(都道府県男女共同参画計画等)**

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該

市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （施策の策定等に当たっての配慮）

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### （国民の理解を深めるための措置）

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### （苦情の処理等）

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### （調査研究）

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### （国際的協調のための措置）

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### （地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

#### （設置）

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。（所掌事務）

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。



- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前(2)号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

#### (議長)

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第(2)号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第(2)号の議員のうち、男女いずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第(2)号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

**第26条** 前条第1項第(2)号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第(2)号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

**第28条** この章に定めるもののほか、会議への組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(中略)は、平成13年1月6日から施行する。



# 徳島県男女共同参画推進条例

## 目次 前文

### 第1章 総則（第1条 — 第7条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条 — 第18条）

### 第3章 徳島県男女共同参画会議（第19条 — 第25条）

### 附則

男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力を十分に生かしながら、共に責任を担っていく社会を実現することは、私たち徳島県民の願いである。

これまで、国際社会や国内の動向を踏まえて様々な取組が進められてきたが、今なお、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残っている。

徳島県では、仕事を持つ女性の比率が全国平均と比べて高く、経済分野での女性の進出は進んでおり、これからの徳島県づくりは、少子高齢化等の社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女が社会や職場で活躍しやすい環境を作り出すことを重要な課題として位置付けながら、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図っていく必要がある。

ここに、私たちは、協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力のある21世紀の徳島県を築くため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この条例は、男女共同参画について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力のある社会を実現することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の指差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （基本理念）

- 第3条** 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会における対等な構成員として、県における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、男女が生涯を通じて健康であること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。

### （県の責務）

- 第4条** 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、国及び市町村と協働して取り組むように努めるものとする。

### （県民の責務）

- 第5条** 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

### （事業者の責務）

- 第6条** 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

### （性別による権利侵害の禁止）

- 第7条** 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に利益を不えることをいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び配偶者であった者に対する暴力的行為（身体的又は精神的に著しい苦痛を不える行為をいう。）を行ってはならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

### （基本計画）

**第8条** 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### （施策の策定等に当たっての配慮）

**第9条** 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

### （県民及び事業者の理解を深めるための措置）

**第10条** 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるように適切な措置を講じなければならない。

### （男女共同参画の推進のための教育等）

**第11条** 県は、男女共同参画の推進のための教育及び学習活動の充実に努めるものとする。

### （調査研究）

**第12条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

### （施策の推進状況の公表）

**第13条** 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。  
(推進体制の整備等)

**第14条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(県民等との協働等)

**第15条** 県は、男女共同参画の推進に関し、県民及び事業者と協働するように努めるとともに、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市町村との協働)

**第16条** 県は、男女共同参画の推進に関し、市町村と協働するように努めるとともに、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施策に関する申出の処理)

**第17条** 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民又は事業者から申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県男女共同参画推進会議の意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項の申出に対する処理の結果を徳島県男女共同参画会議に報告するものとする。

(相談の申出の処理)

**第18条** 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について県民又は事業者から相談の申出があったときは、関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。

### 第3章 徳島県男女共同参画会議

(設置)

**第19条** 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、徳島県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

**第20条** 参画会議は、委員20人以内で組織する。

2 参画会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

**(会長及び副会長)**

**第21条** 参画会議に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

**(委員及び専門委員)**

**第22条** 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

**(会議)**

**第23条** 参画会議の会議は、会長が招集する。

2 参画会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 参画会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

**(部会)**

**第24条** 参画会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

**(雑則)**

**第25条** この章に定めるもののほか、参画会議の運営に関し必要な事項は、会長が参画会議に諮って定める。

**附 則**

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第8条の規定により策定された基本計画とみなす。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

公布;2001(平成13)年4月13日法律第31号

最終改正:2007(平成19)年7月11日法律第113号

施行;2008年1月11日

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則(第1条・第2条)

##### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

#### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条～第5条)

#### 第3章 被害者の保護(第6条～第9条の2)

#### 第4章 保護命令(第10条～第22条)

#### 第5章 雑則(第23条～第28条)

#### 第6章 罰則(第29条・第30条)

### 附則

### 前文

我が国においては、[日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等](#)がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (定義)

**第1条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離



婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### （国及び地方公共団体の責務）

**第二条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### （基本方針）

**第二条の二** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### （都道府県基本計画等）

**第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

**第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### （婦人相談員による相談等）

**第四条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### （婦人保護施設における保護）

**第五条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

### （配偶者からの暴力の発見者による通報等）

**第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

### （配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

**第七条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

### （警察官による被害の防止）

**第八条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （警察本部長等の援助）

**第八条の二** 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

### （福祉事務所による自立支援）

**第八条の三** 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （被害者の保護のための関係機関の連携協力）

**第九条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

**第九条の二** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

#### （保護命令）

**第十条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発

する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

## （管轄裁判所）

**第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

## （保護命令の申立て）

**第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

## （保護命令の申立て）

**第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。



- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

### （迅速な裁判）

**第十三条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

### （保護命令事件の審理の方法）

**第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

**第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

**第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

### （保護命令の取消し）

**第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

### （第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

**第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

### （事件の記録の閲覧等）

**第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

### （法務事務官による宣誓認証）

**第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

### （民事訴訟法の準用）

**第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

### （最高裁判所規則）

**第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

### （職務関係者による配慮等）

**第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

### （教育及び啓発）

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

### （調査研究の推進等）

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

### （民間の団体に対する援助）

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

## （都道府県及び市の支弁）

**第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認められる者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

## （国の負担及び補助）

**第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

**第二十九条** 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附則〔抄〕

### （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### （経過措置）

**第二条** 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### （検討）

**第三条** この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附則〔平成十六年法律第六十四号〕

### （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### （経過措置）

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施

行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

### (検討)

**第三条** 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

#### 【表紙イラスト】

森 迫 暁 夫

#### 【表紙メッセージ】

根底からの意識変革が、真の  
パートナーシップを育みます。



# 結 サランちゃん



結サランちゃんは、鳴門市女性支援センター『ぱぁとなー』のシンボルマークです。

鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ  
2011年3月発行

発行 鳴門市人権推進課（鳴門市女性支援センター『ぱぁとなー』）  
〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170  
TEL（088）684-1176

\*本文の内容は、2011年3月現在のものです。